

# 2024年度 高齢者のための 安心べんい帳



藤沢市

# 防犯情報

特殊詐欺が**多発**しています！！



## 対策

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求詐欺などの総称で、家族だけでなく、行政機関や警察、金融機関を堂々と騙り、ATMの操作を促したり、キャッシュカードや暗証番号をだまし取ったりする手口が非常に増えています。

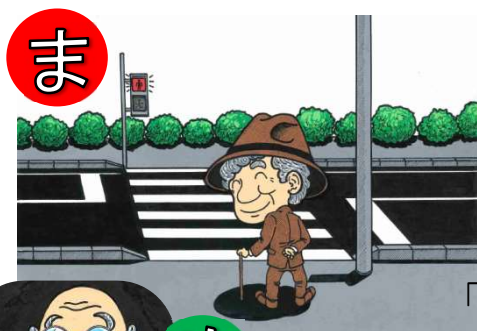
自分は大丈夫と思わずに、次のような対策をとって、被害に遭わないように気を付けましょう。

- ・キャッシュカードや暗証番号、口座番号などは誰にも渡さないようにしましょう。
- ・お金を振り込んで欲しいと言われても、絶対に振り込まないでください。
- ・犯人は、会話内容を録音されることを嫌がります。迷惑電話防止機能の付いた電話機に取り替えましょう。
- ・常に留守番電話に設定しておき、知らない相手からの電話には出ないようにしましょう。
- ・ナンバーディスプレイを利用し、登録した電話番号以外は拒否する設定にしましょう。

不審な電話等を受けた際は、家族や警察に相談しましょう。

# 交通安全情報

高齢者交通安全五則「**ま・み・む・め・も**」を心がけましょう。



「ま」…待つ

(安全が十分に確認できるまで待ちましょう)

「み」…見る(周囲の状況を見ましょう)

「む」…無理をせず止まる

(交差点では無理をせず止まりましょう)

「め」…目立つ

(夕方以降の外出の際には  
明るい服装や反射材を着用して目立ちましょう)

「も」…もっと知る

(もっと自分の身体機能の変化を知りましょう)

こんな症状が出ていませんか？

心当たりがある方は免許返納を検討しましょう

- 右左折のウinkerを間違っ出したり忘れたりする
- 歩行者、障がい物、他の車に気がつかないことがある
- カーブをスムーズに曲がれないことがある
- 車庫入れの時、塀や壁にぶつかることが増えた

【問い合わせ】



防犯交通安全課

市役所本庁舎7階

☎ 50-8250  
FAX 50-8438



# 目次



## 相談窓口

ページ

|                          |   |
|--------------------------|---|
| いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） | 1 |
| 地区福祉窓口                   | 3 |
| ふじさわ安心ダイヤル24             | 3 |
| 藤沢市コンタクトセンター             | 4 |
| 消費生活相談                   | 4 |
| 福祉に関する相談窓口               | 4 |
| 障がい者等生活改善相談              | 6 |

## 権利擁護

|            |   |
|------------|---|
| 日常生活自立支援事業 | 7 |
| 成年後見専門相談   | 7 |
| 成年後見申立て    | 8 |
| 高齢者虐待相談    | 8 |

## もの忘れ、軽度認知障がい(MCI)に関する相談

|                 |    |
|-----------------|----|
| もの忘れ相談          | 9  |
| 認知症簡易チェックサイト    | 9  |
| 藤沢市認知症受入れ医療機関情報 | 9  |
| 神奈川県認知症相談窓口     | 10 |
| 神奈川県認知症疾患医療センター | 10 |

## 交流・生きがい・敬老

|                        |    |
|------------------------|----|
| 地域の縁側                  | 11 |
| ふじさわボランティアセンター         | 13 |
| 地区ボランティアセンター           | 14 |
| 地域ささえあいセンター            | 16 |
| 湘南すまいるバスの運行            | 16 |
| いきいきシニアセンター（老人福祉センター）  | 17 |
| ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）         | 17 |
| いきいきシニアライフ応援事業         | 18 |
| 友愛チーム                  | 18 |
| 生きがい福祉センター（シルバー人材センター） | 19 |
| 老人憩の家                  | 19 |
| 老人ふれあいの家               | 20 |
| 敬老事業                   | 20 |
| 敬老祝金の贈呈                | 20 |
| 100歳訪問                 | 20 |

## 健康増進

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 健康支援プログラム&健康づくりトレーニング | 21 |
| 健康づくりに関する講演会・教室       | 21 |
| 健康相談                  | 21 |
| 市営施設の利用料金割引（減免）について   | 22 |

## 健康診査

|                  |    |
|------------------|----|
| こくほ特定健康診査・特定保健指導 | 23 |
| 後期高齢者等健康診査       | 23 |
| がん検診             | 24 |
| 肝炎ウイルス検診         | 25 |
| 成人歯科健康診査         | 25 |
| 高齢者インフルエンザ予防接種   | 26 |
| 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種  | 27 |

## 口腔ケア

|                |    |
|----------------|----|
| 在宅療養者等歯科診療推進事業 | 28 |
| 要介護高齢者歯科診療事業   | 28 |

## 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは | 29 |
| 基本チェックリストとは                | 29 |
| 事業対象とは                     | 29 |

## 介護保険

|             |    |
|-------------|----|
| サービスを利用するには | 30 |
| 利用できるサービス   | 31 |

## 介護予防

|                     |    |
|---------------------|----|
| 65歳からの健康づくり（一般介護予防） | 34 |
|---------------------|----|

## 在宅生活サービス

|                    |    |
|--------------------|----|
| ホームヘルパーの派遣         | 35 |
| 高齢者はり・きゅう・マッサージ利用券 | 36 |
| 一声ふれあい収集           | 36 |
| 緊急通報サービス           | 37 |
| 一時入所サービス           | 38 |
| 認知症等行方不明SOSネットワーク  | 39 |
| 図書館宅配サービス          | 40 |
| 寝具乾燥消毒サービス         | 41 |
| 水道料金の減免            | 42 |
| 紙おむつの支給            | 43 |
| 藤沢市訪問理美容サービス       | 44 |
| 藤沢市福祉タクシー利用券       | 44 |

## 高齢者の住まい

|                   |    |
|-------------------|----|
| 高齢者向け市営住宅         | 45 |
| サービス付き高齢者向け住宅のご案内 | 46 |

## 入所施設

|                     |    |
|---------------------|----|
| 養護老人ホーム             | 47 |
| ケアハウス（軽費老人ホーム）      | 47 |
| 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 48 |
| 介護老人保健施設            | 49 |
| 介護医療院               | 49 |

## 医療給付

|                 |    |
|-----------------|----|
| 国民健康保険          | 50 |
| 後期高齢者医療制度       | 50 |
| 高額療養費の支給        | 51 |
| 入院時食事療養費・生活療養費  | 55 |
| 葬祭費             | 55 |
| ねたきり高齢者の医療費助成制度 | 56 |

## 税金・年金

|              |    |
|--------------|----|
| 障がい者税控除対象者認定 | 57 |
| 確定申告医療費控除    | 58 |
| 外国籍市民等福祉給付金  | 58 |
| 社会保険料控除      | 59 |
| 老齢基礎年金       | 60 |

## その他

|                        |    |
|------------------------|----|
| 救急医療情報カード「あんしんみまもりカード」 | 61 |
| 健康手帳の交付                | 61 |
| 車いすの貸出                 | 61 |
| 福祉資金の貸付                | 61 |
| 生活福祉資金の貸付（県社協の事業）      | 62 |
| 郵便等による不在者投票制度          | 62 |
| 介護者支援                  | 63 |
| 認知症サポーター養成講座           | 63 |
| 防災情報                   | 64 |
| ペットの相談リーフレット           | 65 |

※2024年2月1日現在の情報を元に作成しています。

# 相談窓口

## 1.いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

|    | 名 称                      | 電 話<br>ファックス              | 住 所                                  | 担当地区(主な町名)<br>(※民生委員・児童委員担当地区<br>に同じ)                                       |
|----|--------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---|
| 1  | 片瀬<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 29-5066<br>FAX 29-9380 | 片瀬 4-9-22<br>片瀬しおさい荘<br>内            | 片瀬、片瀬山、片瀬目白山、<br>片瀬海岸、江の島、<br>鵜沼藤が谷の一部                                      |
| 2  | 鵜沼南<br>いきいき<br>サポートセンター  | 電話 33-1166<br>FAX 33-1222 | 鵜沼海岸<br>2-10-34<br>鵜沼市民センタ<br>ー内     | 鵜沼松が岡、鵜沼海岸・<br>鵜沼藤が谷・鵜沼桜が岡・<br>本鵜沼の各一部                                      |
| 3  | 鵜沼東<br>いきいき<br>サポートセンター  | 電話 55-1511<br>FAX 55-1515 | 鵜沼桜が岡<br>4-14-13<br>タックハウス鵜<br>沼 1 階 | 鵜沼花沢町、鵜沼橘、<br>鵜沼石上、鵜沼東、南藤沢、<br>本鵜沼・鵜沼桜が岡・<br>鵜沼藤が谷・鵜沼神明・川名<br>の各一部          |
| 4  | 辻堂東<br>いきいき<br>サポートセンター  | 電話 36-3333<br>FAX 36-3323 | 辻堂元町 5-5-8                           | 辻堂太平台、辻堂東海岸、<br>辻堂元町、辻堂・辻堂新町・<br>鵜沼海岸の各一部                                   |
| 5  | 辻堂西<br>いきいき<br>サポートセンター  | 電話 54-9511<br>FAX 54-9513 | 辻堂西海岸<br>2-1-17<br>辻堂市民センタ<br>ー内     | 辻堂西海岸・辻堂の一部   |
| 6  | 村岡<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 24-4100<br>FAX 24-4172 | 村岡東 1-1-1                            | 柄沢、渡内、弥勒寺、<br>村岡東、宮前、小塚、<br>並木台、高谷、大鋸・<br>川名・藤が岡の各一部                        |
| 7  | 藤沢東部<br>いきいき<br>サポートセンター | 電話 55-5570<br>FAX 55-5571 | 大鋸 3-1-30                            | 朝日町、西富、藤沢・<br>大鋸・本町・藤が岡の各一部   |
| 8  | 藤沢西部<br>いきいき<br>サポートセンター | 電話 22-7633<br>FAX 22-7876 | 本町 1-12-17<br>F プレイス内<br>1 階         | 花の木、藤沢・本町・<br>白旗・本藤沢・みその台・<br>鵜沼・鵜沼神明・羽鳥・<br>城南・稲荷の各一部                      |
| 9  | 明治<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 35-2811<br>FAX 35-2875 | 辻堂神台 2-2-1<br>アイクロス湘南<br>2 階         | 辻堂神台、城南・羽鳥・<br>辻堂新町・大庭・<br>稲荷の各一部   |
| 10 | 善行<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 90-0065<br>FAX 84-0850 | 善行 1-2-3<br>善行市民センタ<br>ー内            | 善行、善行団地(付近の藤沢番<br>地を含む)、善行坂、立石、<br>本藤沢・みその台・白旗・<br>石川・稲荷・大庭・亀井野・<br>西俣野の各一部 |

|    | 名 称                      | 電 話<br>ファックス              | 住 所                                   | 担当地区(主な町名)<br>(※民生委員・児童委員担当地区に同じ)  |
|----|--------------------------|---------------------------|---------------------------------------|--|
| 11 | 善行団地<br>いきいき<br>サポートセンター | 電話 47-7345<br>FAX 47-7360 | 善行団地 3-15-2                           | 善行いきいきサポートセンターの地区と同じ<br>※善行いきいきサポートセンター、善行団地いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。   |
| 12 | 湘南大庭<br>いきいき<br>サポートセンター | 電話 87-3588<br>FAX 88-7357 | 大庭 5527-1<br>保健医療センター<br>2階<br>こまよせ荘内 | 大庭・石川・遠藤の各一部   |
| 13 | 小糸<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 90-4507<br>FAX 90-4510 | 大庭 5254-6<br>湘南スカイビラ<br>1C            | 湘南大庭いきいきサポートセンターの地区と同じ<br>※湘南大庭いきいきサポートセンター、小糸いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。 |
| 14 | 六会<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 80-5877<br>FAX 84-9000 | 亀井野 4-8-1<br>六会市民センター内                | 桐原町、天神町、亀井野・石川・今田・円行・西俣野・湘南台の各一部   |
| 15 | 石川<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 52-7417<br>FAX 52-6980 | 石川 3-30-12                            | 六会いきいきサポートセンターの地区と同じ<br>※六会いきいきサポートセンター、石川いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。     |
| 16 | 湘南台<br>いきいき<br>サポートセンター  | 電話 45-2300<br>FAX 45-3313 | 湘南台 1-8<br>湘南台文化センター2階                | 湘南台・円行・高倉・下土棚・今田・亀井野の各一部   |
| 17 | 遠藤<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 54-8312<br>FAX 87-3099 | 遠藤 2984-3<br>遠藤市民センター内                | 遠藤・石川の各一部  |
| 18 | 長後<br>いきいき<br>サポートセンター   | 電話 45-1121<br>FAX 45-1135 | 長後 513<br>長後市民センター内                   | 長後、土棚、下土棚・高倉の各一部   |
| 19 | 御所見<br>いきいき<br>サポートセンター  | 電話 49-2020<br>FAX 49-2030 | 打戻 1760-1<br>御所見市民センター内               | 用田、葛原、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原、遠藤の一部   |

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 2.地区福祉窓口

|    | 地区福祉窓口       | 住所           | 電話      | FAX     |
|----|--------------|--------------|---------|---------|
| 1  | 六会市民センター     | 亀井野 4-8-1    | 81-6677 | 83-2298 |
| 2  | 六会市民センター石川分館 | 石川 1-1-22    | 88-5600 | 88-5700 |
| 3  | 片瀬市民センター     | 片瀬 3-9-6     | 27-2711 | 25-8907 |
| 4  | 明治市民センター     | 辻堂新町 1-11-23 | 34-3444 | 33-5727 |
| 5  | 御所見市民センター    | 打戻 1760-1    | 48-1002 | 48-5807 |
| 6  | 遠藤市民センター     | 遠藤 2984-3    | 87-3009 | 87-3008 |
| 7  | 長後市民センター     | 長後 513       | 44-1622 | 46-7034 |
| 8  | 辻堂市民センター     | 辻堂西海岸 2-1-17 | 34-8661 | 34-4187 |
| 9  | 善行市民センター     | 善行 1-2-3     | 81-4431 | 81-4441 |
| 10 | 湘南大庭市民センター   | 大庭 5406-1    | 87-1111 | 87-1110 |
| 11 | 湘南台市民センター    | 湘南台 1-8      | 45-1600 | 45-1604 |
| 12 | 鵜沼市民センター     | 鵜沼海岸 2-10-34 | 33-2001 | 33-2203 |
| 13 | 村岡公民館        | 弥勒寺 1-7-7    | 23-0634 | 23-0641 |

## 3.ふじさわ安心ダイヤル 24 ☎0120-26-0070

24時間毎日無料で、医師や看護師などの専門スタッフによる電話等の相談がご利用いただけます。(発信者番号は、通知設定でおかけください。)

●介護相談

介護を受ける方、される方のさまざまな不安に対し、相談に応じます。

●健康相談

日常生活での「体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談に応じます。

●医療相談

病気に関する説明や治療・検査などについて、アドバイスします。

●メンタルヘルスの相談

ストレスや不安などの対処法等について、アドバイスします。

●医療機関情報

お住まいの近くの医療機関や専門外来などをご案内します。



【問合せ】

地域保健課

保健所 4 階

☎ 50-3592  
FAX 28-2020



## 4.藤沢市コンタクトセンター ☎25-1111

藤沢市に関する情報や行政サービスの内容、各種申請や手続き、イベント情報などのお問合せを受け付け、回答や案内を行います。

【実施時間】 午前8時～午後9時（年中無休）

## 5.消費生活相談

消費生活全般の商品やサービスのトラブルに関する相談に、専門の知識を有する相談員が解決に向けて助言を行っています。ただし、市内在住・在勤・在学の方に限ります。

【問合せ】

市民相談情報課

市役所本庁舎4階

☎ 50-3573  
FAX 50-8409

※ 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

## 6.福祉に関する相談窓口

☞ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域福祉の推進役として高齢者や障がい者、児童、ひとり親家庭、低所得世帯等の生活上の相談に応じるとともに、行政や関係機関とのパイプ役を務めています。

ご自分の地区の民生委員・児童委員をお知りになりたい方は、福祉総務課または各市民センター、公民館までお問合せください。

【問合せ】

福祉総務課

市役所本庁舎2階

☎ 50-8245  
FAX 50-8441

☞ 福祉総合相談支援センター

福祉や保健に関わるご相談をお受けします。また、これらの各種制度のご説明や手続きなどのお手伝いもいたします。来所の他、電話でのご相談もお受けしております。

【問合せ】

福祉総合相談支援センター 市役所本庁舎2階  
(地域共生社会推進室)

☎ 50-3533  
FAX 50-8415

☞ 北部福祉総合相談室

市役所本庁の「福祉総合相談支援センター」、「バックアップふじさわ」の分室として幅広く相談ごとに対応しています。

また、同じフロアに「湘南台いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）」「北部障がい者地域相談支援センター（かわうそ）」が併設しており、高齢者、障がい者に対する相談も一体的に対応することが可能です。

【問合せ】

北部福祉総合相談室 湘南台文化センター2階

☎ 46-0046  
FAX 46-0053

☞地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

生活困窮者自立支援法に基づき、市内在住の方で、収入と支出のバランスがとれない、債務や滞納があるなど経済的に困窮している方や生活上の困りごとを抱える方を対象に、その背景にあるさまざまな問題や不安な気持ちをしっかり受け止め、個々の状況に合わせた形で相談支援員が本人に寄り添いながら支援を行う相談窓口です。

本人からの相談が難しい場合には、関係者からの相談も受け付けています。また必要に応じて関係各課や関係機関と連携し、適切な制度やサービスをご案内するなど、幅広く対応します。

【問合せ】

バックアップふじさわ  
(地域共生社会推進室)

市役所本庁舎2階

☎ 50-3533  
FAX 50-8415

☞地域の身近な相談者「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（バックアップふじさわ社協）

「どこに相談をしたらいいかわからない」「あてはまる制度がわからない」など、困りごとを抱えながらも相談や支援につながらない方に対し、こちらから出向き相談に応じます。またご家族や地域についての相談ごとも、お話を伺って対応します。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は誰もが住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の活動団体や行政、福祉関係機関と連携して支援を行う福祉の専門職です。

【問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会

市役所分庁舎1階

☎ 47-8131  
FAX 26-6978

## 7.障がい者等生活改善相談

理学療法士(リハビリ専門職)による相談事業を行っています。

- 【内容】 ①生活に不便さを感じる方の身体や環境設定についての相談  
②自助具・福祉用具などの改良、使用法についての相談  
③車いすや杖などの適合相談と簡易な調整  
④福祉用具の導入に付随した住宅改修の相談  
⑤上記アドバイス内容についてサービス調整機関への連絡と取扱業者の紹介  
(斡旋はおこないません)
- 【対象者】 藤沢市内に住所がある在宅障がい児者および身体機能の低下により日常生活に不便さを感じている方とその介護者  
※介護保険、障がいのサービスを使用されている方はマネジメント担当者と連携しながらご相談に応じます。
- 【会場】 保健医療センター3階 相談室 他 (必要時、各家庭等にも訪問相談は可能です。)
- 【申込み】 予約制ですので、必ず事前に電話で予約をしてください。  
※申込時に身体の様子や生活状況の確認も行います。(電話相談のみも可)
- 【問合せ】

藤沢市  
保健医療センター

大庭5527-1

☎ 88-6752  
FAX 86-6065

# 権利擁護

## 1.日常生活自立支援事業

本人と社会福祉協議会との契約により、支援を通して安心して生活が送れるように権利擁護を図るための事業です。

【対象者】 市内在住、市内の施設等に入所中の高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方

【内容】 ①福祉サービスの利用援助  
②日常的金銭管理サービス  
③書類等預かりサービス

【費用】 ・福祉サービス利用支援・日常的金銭管理 《月額：無料～10,000円》  
・書類等預かりサービスは定額です 《月額：一律500円》

【申込み・問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会 市役所分庁舎1階 ☎ 55-3055  
ふじさわあんしんセンター FAX 55-3066

## 2.成年後見専門相談

障がいや認知症等でひとりでは契約や金銭管理等が困難な方の権利を守り、法律的に支援する成年後見制度についての相談窓口です。高齢者・障がい者やその家族などからの個別相談に専門相談員(弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士)がお答えします。

【相談日】 第1週～第4週の水曜日 ※ただし、祝日にあたる場合は休みとなります。

【時間】 午後1時30分～午後4時30分(1回45分以内) ※予約制

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会 市役所分庁舎1階 ☎ 55-3055  
ふじさわあんしんセンター FAX 55-3066

### 3.成年後見申立て

成年後見制度は判断能力が十分でない方を法律的に保護する仕組みです。成年後見人などがご本人にかわって財産管理や、契約を行ったり、一緒に考えたりしながら、生活を支援します。制度の利用には本人や親族が家庭裁判所に申立てを行います。なんらかの事情で申立てをすることができない場合は、藤沢市が代わって申立てを行うことができます。

#### 【申立て先】

|                   |                        |                                     |
|-------------------|------------------------|-------------------------------------|
| (法定後見)<br>横浜家庭裁判所 | 横浜市中区寿町 1-2            | 電話 045-681-4181<br>FAX 045-681-6381 |
| (任意後見)<br>藤沢公証役場  | 鵜沼石上 2-11-2 湘南 K ビル 1F | 電話 22-5910<br>FAX 22-5958           |

#### 【問合せ】

|                                      |            |                          |
|--------------------------------------|------------|--------------------------|
| 社会福祉法人<br>藤沢市社会福祉協議会<br>ふじさわあんしんセンター | 市役所分庁舎 1 階 | ☎ 55-3055<br>FAX 55-3066 |
|--------------------------------------|------------|--------------------------|

|           |            |                          |
|-----------|------------|--------------------------|
| 地域共生社会推進室 | 市役所本庁舎 2 階 | ☎ 50-3533<br>FAX 50-8415 |
|-----------|------------|--------------------------|

### 4.高齢者虐待相談

高齢者虐待とは、高齢者に対する暴行や暴言、また介護や世話の放棄放任など、高齢者の人権を侵害し、心身に深い傷を負わせることをいいます。

高齢者虐待防止法では、虐待により生命、身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合には速やかに市に通報するものとし、また虐待が疑われる場合にも通報に努めることとされ、地域住民や介護従事者の通報義務が定められています。高齢者虐待でお困りの方やお気づきになった方は、専門の相談員がご相談をお受けいたしますので、早めにご相談ください。

#### 【問合せ】

|        |            |                          |
|--------|------------|--------------------------|
| 高齢者支援課 | 市役所本庁舎 2 階 | ☎ 50-3523<br>FAX 50-8412 |
|--------|------------|--------------------------|

# もの忘れ、軽度認知障がい(MCI)に関する相談

## 1.もの忘れ相談

もの忘れなどの心配がある方へ精神科医によるもの忘れ相談を行っております。二段階方式脳機能テストを実施しています。画像検査はありません。

【対象者】 一般市民（これまでもの忘れで医療機関等を受診していない方）

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

保健予防課

保健所 4 階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 2.認知症簡易チェックサイト

携帯電話やパソコンから認知症簡易チェックができます。このサービスには2モードあります。①「これって認知症？」（家族・介護者向け）②「わたしも認知症？」（本人向け）

【対象者】 一般市民

【費用】 利用料は無料。通信料は自己負担になります。

【アクセス先】 パソコンをお持ちの方は、次の URL よりご利用ください。

<http://fishbowlindex.net/fujisawan/>

携帯電話、スマートフォンで、二次元コードの対応機種をお持ちの方は、右の二次元コードをご利用ください。



【問合せ】

保健予防課

保健所 4 階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 3.藤沢市認知症受入れ医療機関情報

認知症についての受診ができる市内の医療機関を冊子にして掲載しています。市のホームページでもご覧になれます。パソコンをお持ちの方は、「藤沢市認知症受入れ医療機関情報」で検索できます。

【対象者】 一般市民

【費用】 利用料は無料。通信料は自己負担になります。

【問合せ】



保健予防課

保健所 4 階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 4.神奈川県認知症相談窓口

認知症全般に関することや介護の悩みなどを、介護の経験者を中心としたスタッフがご相談に応じます。

### 【問合せ】

かながわ認知症コールセンター 公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部  
月・水 10時～20時  
土 10時～16時（年末年始を除く） ☎ 045-755-7031

## 5.神奈川県認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、専門医療相談窓口を設け、患者、家族、医師、保健医療、福祉関係者等を対象に、電話や面接による相談に対応しています。

### 【問合せ】

◎藤沢病院 地域医療連携室 ☎0466-23-2343（代表）  
☎0466-53-9044（直通）  
月～金曜 9時30分～12時30分  
13時30分～16時（祝日、年末年始を除く）

◎湘南東部総合病院 医療社会サービス部 ☎0467-83-9111（代表）  
☎0467-83-9091（直通）  
月～土曜 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

# 交流・生きがい・敬老



## 1.地域の縁側

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所が「地域の縁側」です。

### 基本型

高齢者の方だけでなく、障がい児者、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。気軽に相談ができ、支援が必要な場合には、適切な機関におつなぎいたします。

### 特定型

高齢者の方の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の利用対象者の誰もが自由に集え、交流できる居場所です。

### 基幹型

高齢者の方の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。

|     | 名称              | 実施場所                               | 問合せ先           |
|-----|-----------------|------------------------------------|----------------|
| 基本型 | ひだまり片瀬          | 片瀬 3-16-10<br>香川ビル 1 階             | ☎ 27-2711      |
| 基本型 | コミュニティハウス片瀬山    | 片瀬山 5-19-3                         | ☎ 90-4236      |
| 基本型 | 鶴沼藤が谷<br>みんなの縁側 | 鶴沼藤が谷 2-11-32<br>鶴沼藤が谷市民の家         | ☎090-4071-8968 |
| 基本型 | すこやか            | 辻堂元町 4-15-3<br>辻堂市民の家              | ☎ 54-9528      |
| 基本型 | 明日香辻堂           | 辻堂元町 3-10-6                        | ☎34-8533       |
| 基幹型 | きらり             | 渡内 4-5-18<br>渡内クリニックビル 1 階         | ☎ 86-7531      |
| 基本型 | 村岡テラス           | 宮前 380-1<br>村岡宮前ローカルサイト            | ☎ 52-6675      |
| 基幹型 | ヨロシク♪まるだい       | 藤沢 1049                            | ☎ 28-4649      |
| 特定型 | 地域交流サロン<br>ふれあい | 藤が岡 2-3-5「藤-teria」内<br>2 階 藤が岡市民の家 | ☎090-2720-6104 |
| 基本型 | 藤沢地区みらいサロン      | 本町 3-9-19                          | ☎ 23-3561      |
| 基本型 | まめや             | 藤沢 1011-18                         | ☎ 22-6667      |
| 特定型 | ご遺族サロン<br>「わだち」 | 本町 4-8<br>ふじなみ交流センター               | ☎080-9672-4016 |
| 特定型 | 憩い場             | 藤沢 4-5-3 新若松ビル 2 階<br>伊勢山市民の家      | ☎090-1208-4194 |
| 特定型 | 草の根ふじさわ         | 本町 4-8<br>ふじなみ交流センター               | ☎090-5411-1337 |



|     | 名称                | 実施場所  | 問合せ先           |
|-----|-------------------|---|----------------|
| 基本型 | ゆくり庵              | 藤沢 644  | ☎24-9880       |
| 基幹型 | かるがも              | 城南 4-9-8 城東ビル<br>ラポール城南 1 階   | ☎070-1432-0952 |
| 基本型 | 地域交流室<br>「ぱらそる」   | 羽鳥 1-1-60 ライフ&シニアハ<br>ウス湘南辻堂  | ☎ 35-0155      |
| 特定型 | むすびて              | 《第 3 火曜日》<br>辻堂新町 1-3-10<br>辻堂新町町内会館<br>《第 4 火曜日》<br>羽鳥 3-5-20 羽鳥市民の家 | ☎ 90-3533      |
| 特定型 | まめっこ              | 善行団地 3-18   | ☎ 82-1922      |
| 基本型 | 地域交流サロン<br>「ゆい」   | 本藤沢 3-19-5 石原谷市民の家  | ☎ 81-8047      |
| 基本型 | えん                | 本藤沢 6-5-18  | ☎ 86-7501      |
| 特定型 | カフェ「はまゆう」         | 善行 6-19-51<br>福祉クラブ生協 藤沢センター  | ☎ 80-5710      |
| 基本型 | ほっとスペース<br>すみれ    | 藤沢 3800<br>松本店舗   | ☎52-5397       |
| 基本型 | 交流スペース<br>ほっと舎    | 大庭 5348-16<br>高橋ビル 202  | ☎ 54-9681      |
| 基本型 | たきのさわパラダイス        | 遠藤 701-10<br>滝の沢市民の家  | ☎ 87-1111      |
| 基本型 | 睦とものわひろば          | 遠藤 928-13<br>睦会集会所  | ☎ 87-7448      |
| 基本型 | こまよせランド           | 大庭 5527-4<br>駒寄市民の家   | ☎ 87-1111      |
| 基本型 | おふろの縁側 六会文庫       | 亀井野 1-10-13<br>栄湯湘南館  | ☎ 81-2967      |
| 基本型 | ちょこっと湘南台          | 湘南台 1-6-10<br>パティオ湘南台 101   | ☎ 45-1600      |
| 基本型 | 遠藤地域の縁側<br>もんのきの家 | 遠藤 5895   | ☎ 87-3009      |
| 基幹型 | yell(エール)         | 高倉 650-30   | ☎ 47-6671      |
| 基本型 | 長後あかり             | 高倉 650-56<br>コーポカネウン 1 階  | ☎ 45-3024      |
| 基本型 | 七ツ木の里             | 高倉 972-2<br>七ツ木市民の家   | ☎080-7957-1565 |

|     | 名称         | 実施場所                                     | 問合せ先      |
|-----|------------|--|-----------|
| 基本型 | おしゃべり処「大福」 | 下土棚 238-2                                | ☎ 44-3509 |
| 基本型 | かわうそ       | 獺郷 1002<br>湘南希望の郷 地域交流ホーム<br>かわうそ 1F ホール | ☎ 48-4586 |
| 基本型 | ごしょみ元気     | 用田 569                                   | ☎ 48-0896 |

【問合せ】

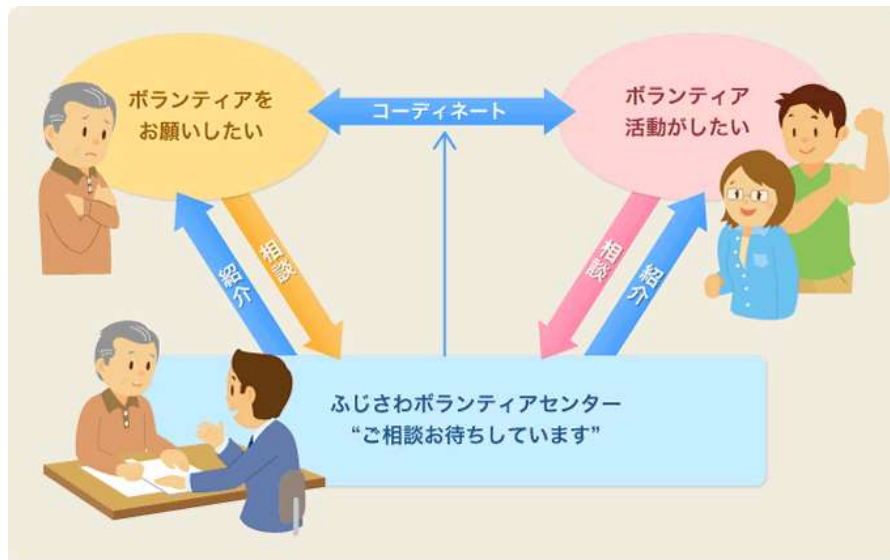
地域共生社会推進室      市役所本庁舎 2階      ☎ 50-3544  
FAX 50-8415

## 2.ふじさわボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介等を行っています。

また、市民がボランティア活動をするきっかけ作りとして、各種講座や福祉教育、講演会等の開催を行っています。

- ・ ボランティアについての相談
- ・ ボランティア養成講座などの各種講座
- ・ 福祉教育の推進（福祉体験教室）
- ・ 各種ボランティア保険の加入
- ・ ボランティアグループ等のネットワークづくり



【問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会      市役所分庁舎 2階      ☎ 26-9863  
ふじさわボランティアセンター      FAX 50-3671

### 3.地区ボランティアセンター

12地区に地区ボランティアセンターがあります。活動の内容は、主に日常生活のちょっとしたお手伝い(生活支援)や、地域住民のつどいの場となるサロン活動(居場所づくり)などを行っています。互いに支え合い、助け合い、地域の絆を大切にして、生活を豊かなものにすることが目的です。

※各地区ボランティアセンターごとで活動内容や受付の時間、可能な支援が異なります。詳細については、各地区ボランティアセンターにお問い合わせください。(内容により、利用料金が発生する場合があります)

※地区ボランティアセンターでは、活動のお手伝いをしていただける方も募集しています。

|   | 名称                               | 受付・活動日※1                                    | ◆主な生活支援<br>★サロンの事業内容                                      | 問合せ先      |
|---|----------------------------------|---|---|-----------|
| 1 | パートナーシップ善行                       | (受付・活動)月~金<br>9時30分~16時30分                  | ◆家事手伝い・通院補助・軽作業・傾聴・草むしり<br>★子育て支援(「ふれあい子育てひろば」手伝い)        | ☎ 80-6081 |
| 2 | 藤沢西部地区福祉ネットワーク「きずな」              | (受付)月水金 10時~15時<br>(活動)応相談                  | ◆草むしり・通院補助・庭清掃・軽作業・外出付き添い・ゴミ出し<br>★ふれあいサロン(年3回)           | ☎ 24-8480 |
| 3 | 鵜沼地区ボランティアセンター「ささえ」              | (受付)月水金 9時~12時<br>(活動)月~金 9時~17時            | ◆家事支援・外出付き添い・庭仕事話し相手・大工仕事<br>★ふれあいタイム・雀のお宿                | ☎ 36-6545 |
| 4 | 湘南大庭地区福祉ボランティア活動センター「ライフタウン・ジョワ」 | (受付)月水金 9時~12時<br>(活動)月~金 9時~17時<br>【原則として】 | ◆家事支援・生きがい支援<br>★ふれあいサロン<br>★高齢者ふくし相談室                    | ☎ 86-1084 |
| 5 | 片瀬地区ボランティアセンター「ひだまり片瀬」           | (受付・活動)月~金<br>(第2・3・4・5木曜日は除く)10時~15時       | ★居場所ひだまり  | ☎ 28-3774 |
|   |                                  | (受付・活動)毎週水曜日 10時~15時                        | ★まちかど相談(高齢者・障がい者相談)                                       |           |
|   |                                  | (受付・活動)第1を除く毎週木曜日 10時~12時、13時~15時           | ★かたせにここ広場(乳幼児0~3歳と保護者のフリースペース)                            |           |
| 6 | 村岡地区福祉ボランティアセンター「ぬくもり」           | (受付)月水金 9時~12時<br>(活動)月~金 9時~17時(第3月曜休)     | ◆家事支援・外出同行・買い物・薬取り等代行・草取り・水やり・趣味の相手・話し相手<br>★ぬくもりサロン(年3回) | ☎ 23-2121 |

|    | 名称                        | 受付・活動日※1                           | ◆主な生活支援<br>★サロンの事業内容   | 問合せ先       |
|----|---------------------------|------------------------------------|--|------------|
| 7  | 遠藤地区ボランティアセンター「シェークハンズ遠藤」 | (受付)火金 10時~12時<br>(活動)月~土 9時~17時   | ◆傾聴・ゴミだし・趣味支援・買い物代行・草むしり・電球交換<br>★お楽しみサロン・すくすく広場・ふれあいデー              | ☎ 88-9800  |
| 8  | 辻堂地区ボランティアセンター「すこやか」      | (受付)月水金 9時30分~12時<br>(活動)月~日 時間応相談 | ◆草むしり、枝刈り込み・軽微な修理、ゴミ出し・掃除・電球等交換・外出付き添い・家具移動・買い物・傾聴・裁縫<br>★ふれあいルーム    | ☎ 54-9528  |
| 9  | 明治地区ボランティアセンター「むすびて」      | (受付)月水金 9時~12時<br>(活動)月~金 9時~17時   | ◆草むしり、枝切り・電球等の取り替え・傾聴・清掃・軽微な修理<br>★サロン(不定期年8回)                       | ☎ 90-3533  |
| 10 | ボランティアセンターむつあい            | (受付)月水金 9時~12時<br>(活動)月~金 9時~16時   | ◆日常的な家事支援(掃除、料理等)・庭仕事(草取り、枝きり等)・生活支援(雨戸開閉、外出時の付き添い、子どもの一時預かり等)・話し相手等 | ☎ 61-6211  |
| 11 | 湘南台地区ボランティアセンター「ちょこつと湘南台」 | (受付)月~金 10時~15時<br>(活動)月~金 時間応相談   | ◆掃除、ゴミ出し、庭仕事(草取り、枝切り等)その他家事支援<br>★湘南台コミュニティールーム                      | ☎ 54 -7140 |
| 12 | 長後地区ボランティアセンター「なごみ」       | (受付)月水金 9時~12時<br>(活動)月~金 時間応相談    | ◆くらしのサポート(掃除、窓ふき、洗濯、ゴミ出し、薬取り、書類書き等)、草取り、買い物                          | ☎ 60-7530  |

※1 活動日については、別途年末年始等のお休みがあります。

【問合せ】

地域共生社会推進室

市役所本庁舎2階

☎ 50-3544  
FAX 50-8415

## 4.地域ささえあいセンター

高齢者の生きがいづくりや多世代交流を図る施設として、各種講座の開催を行うとともに、生活支援コーディネーターなどによる相談支援を行います。

地域ささえあいセンターは、「地域の縁側」の「基幹型」として位置づけられています。

| 名称                      | 実施場所                            | 開館時間                                  | 定休日               |
|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| ヨロシク♪まるだい<br>☎ 28-4649  | 藤沢 1049                         | 月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時<br>土曜日 正午～午後 4 時 | 日曜日、祝日、<br>年末年始   |
| yell(エール)<br>☎ 47-6671  | 高倉 650-30                       | 月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時                  | 土・日曜日、<br>祝日、年末年始 |
| きらり<br>☎ 86-7531        | 渡内 4-5-18<br>渡内クリニック<br>クビル 1 階 | 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時                   | 土・日曜日、<br>祝日、年末年始 |
| かるかも<br>☎ 070-1432-0952 | 城南 4-9-8<br>城東ビル ラ<br>ポール城南 1F  | 月～金曜日 午前 9 時 30 分～<br>午後 5 時 30 分     | 土・日曜日、<br>祝日、年末年始 |

【問合せ】

地域共生社会推進室

市役所本庁舎 2 階

☎ 50-3544  
FAX 50-8415

## 5.湘南すまいるバスの運行

交通不便地域の高齢者が、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）を利用できるよう、巡回バスを運行しています。



運行ルート・時刻表は、各いきいきシニアセンター、各市民センター・公民館、高齢者支援課にあります。

【対象者】 いきいきシニアセンターの利用カードをお持ちで、市内在住の 60 歳以上の方および付添いの方

【費用】 無料

【運行日】 いきいきシニアセンターの開館日

【申込み】 申込みは不要です。乗車の際はいきいきシニアセンターの利用カードを運転士に見せてください。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎 2 階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 6.いきいきシニアセンター(老人福祉センター)

高齢者が交流し、生きがいや健康づくりを図る施設として、趣味・教養を深める講座や介護予防事業、レクリエーション、各種相談などを実施するとともに、サークル活動の場を提供しています。また、健康増進を図るため、全館に浴室を設置するとともに、湘南なぎさ荘とこぶし荘には水中運動ができるプールを設置しています。

【対象者】 市内在住の60歳以上の方と付添いの方

【費用】 無料(浴室の利用は1回100円。講座により材料費等の実費負担あり)

【開館時間】 午前9時～午後4時

【休館日】 月曜日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、年末年始(12/27～1/5)

※浴室は休館日のほか、次の曜日も休業となります。

|       |        |      |
|-------|--------|------|
| やすらぎ荘 | 湘南なぎさ荘 | こぶし荘 |
| 水曜日   | 木曜日    | 金曜日  |



【問合せ】 施設の利用方法や、実施講座、サークル活動等について

やすらぎ荘

稲荷586

☎ 81-6068  
FAX 83-4624

湘南なぎさ荘

鵜沼海岸6-17-7

☎ 36-2315  
FAX 36-1171

こぶし荘

下土棚800-1

☎ 45-3121  
FAX 45-3126

## 7.ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)

高齢者がお互いに協力し、親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動を行うほか、福祉活動やその他の地域社会活動を積極的に展開しています。

【対象者】 おおむね60歳以上の市内在住の方

【申込み】 入会希望者は、お住まいの地区の老人クラブ会長へ連絡してください。

会長がわからない場合は、ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会)事務局へお問合せください。

【問合せ】

ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会)  
事務局

☎ 50-3455  
FAX 26-6978



## 8.いきいきシニアライフ応援事業

高齢者の皆様に地域活動等の情報を提供し、気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っています。

### 地域活動見本市（年2回開催）

地域で活躍する地域団体が活動内容の展示や説明を行い、地域活動に関する情報を収集する機会を提供しています。

### いきいきシニアライフサイト (<http://ikiikifujisawa.jp>)

地域活動等に気軽に参加できるようなきっかけづくりとなるように、地域で行われているイベント等の様々な情報を提供していますので、ぜひご覧ください。

### いきいきシニア通信

インターネットを利用しない方のために、いきいきシニアライフサイトの内容を抜粋して、紙媒体で配布しています。各市民センター・公民館、各図書館、いきいきシニアセンター等で配布しています。



【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 9.友愛チーム

老人クラブ会員を中心に、ひとり暮らし高齢者や虚弱な高齢者等の家庭及び高齢者福祉施設等にゆめクラブ藤沢の友愛チームが訪問し、声かけや話し相手などの活動を行っています。

【対象者】 60歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱な高齢者等

【費用】 無料

【問合せ】

ゆめクラブ藤沢（藤沢市老人クラブ連合会）  
事務局

☎ 50-3455  
FAX 26-6978

## 10.生きがい福祉センター(シルバー人材センター)

高齢者や障がい者等に働く機会を提供することにより、生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、福祉の向上を図る施設です。

<働きたい方> 生きがいづくりと社会参加を図るため、生きがい福祉センターが仕事を受託し、登録会員に対して希望に応じた仕事を紹介します。

・会員になれる方：60歳以上の方、障がい者（15歳以上で自力で就業できる方）等

<仕事を依頼したい方> 障子・ふすまの張替え、草刈り、植木の剪定等、軽易な作業について、依頼に応じて会員を派遣します。作業内容、費用等については、生きがい福祉センターにお問合せください。

【申込み・問合せ】 (会員登録や仕事の依頼等について)

|                   |                |                          |
|-------------------|----------------|--------------------------|
| 藤沢市<br>生きがい福祉センター | 鵜沼神明<br>1-3-18 | ☎ 27-1100<br>FAX 27-1102 |
|-------------------|----------------|--------------------------|

|                               |                     |           |
|-------------------------------|---------------------|-----------|
| 藤沢市<br>生きがい福祉センター<br>(こぶし荘分室) | 下土棚800-1<br>(こぶし荘内) | ☎ 45-3155 |
|-------------------------------|---------------------|-----------|

【その他の問合せ】

|        |          |                          |
|--------|----------|--------------------------|
| 高齢者支援課 | 市役所本庁舎2階 | ☎ 50-3571<br>FAX 50-8412 |
|--------|----------|--------------------------|

## 11.老人憩の家

地域におけるふれあいの場として、また教養の向上やレクリエーションの場として高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設です。

| 名称      | 住所       | 電話 |
|---------|----------|----|
| 長後老人憩の家 | 長後1489   | なし |
| 善行老人憩の家 | 善行団地3-18 | なし |

【対象者】 市内の団体（長後老人憩の家のみ事前に団体登録が必要です）

【費用】 無料

【利用方法】 老人憩の家の管理者（地域の利用委員長）に申込みをします。

【問合せ】

|        |          |                          |
|--------|----------|--------------------------|
| 高齢者支援課 | 市役所本庁舎2階 | ☎ 50-3571<br>FAX 50-8412 |
|--------|----------|--------------------------|



## 12.老人ふれあいの家

高齢者が持つ豊富な知識・経験・技術などを発揮するとともに、地域に古くから伝わる文化・芸能を次世代へ伝承するために、高齢者と次世代が交流を図る施設です。

| 施設名         | 住所                     | 電話 |
|-------------|------------------------|----|
| 御所見老人ふれあいの家 | 打戻1721<br>(中里子どもの家に併設) | なし |

【対象者】 市内の団体（利用には事前に団体登録が必要です）

【費用】 無料

【利用方法】 施設にある利用表にて申込みをします。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 13.敬老事業

地区社会福祉協議会が、主に敬老月間を中心に敬老事業を実施します。

【対象者】 9月15日において83歳以上の方等（地区により異なります。）

【費用】 無料

【申込み】 各市民センター・公民館または民生委員・児童委員から、対象者に事前にご連絡します。

## 14.敬老祝金の贈呈

9月15日において年齢が90歳の節目の歳を迎えられた方のお祝いに民生委員・児童委員が訪問し、敬老祝金を贈呈します。

【対象者】 90歳の市内在住の方（住民登録をしている方）

【申込み】 事前の申出は不要です。

## 15.100歳訪問

当該年度に100歳になられた方のお祝いに市長が訪問し、敬老祝金品を贈呈します。

【対象者】 当該年度に100歳になられた市内在住の方（住民登録をしている方）

【申込み】 各市民センター・公民館または民生委員・児童委員から対象者に事前にご連絡します。

【問合せ】

各市民センター  
村岡公民館

3ページをご覧ください

藤沢公民館

本町1-12-17

☎ 22-0019  
FAX 22-0293

<敬老祝金の贈呈・100歳訪問>

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

# 健康増進

## 1.健康支援プログラム&健康づくりトレーニング

生活習慣病予防・重症化予防のために、一人ひとりの身体の状態に合わせ食生活や運動、禁煙など生活習慣の改善が図れるよう保健師、管理栄養士、健康運動指導士等が具体的にアドバイスし支援する6か月間のプログラムです。

【対象者】 一般市民

【費用】 各種測定（健康度チェック・体力度チェック他）、健康づくりトレーニング等は、それぞれ自己負担があります。

【申込み】 藤沢市保健医療センターにお問合せの上、お申込みください。

【問合せ】

|                 |          |                          |
|-----------------|----------|--------------------------|
| 藤沢市<br>保健医療センター | 大庭5527-1 | ☎ 88-7311<br>FAX 86-6065 |
|-----------------|----------|--------------------------|

## 2.健康づくりに関する講演会・教室

生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに関する講演会や教室を実施しています。

詳細は「広報ふじさわ」に掲載します。

【問合せ】

|        |       |                          |
|--------|-------|--------------------------|
| 健康づくり課 | 保健所1階 | ☎ 50-8430<br>FAX 50-0668 |
|--------|-------|--------------------------|

## 3.健康相談

保健師・管理栄養士等による生活習慣病予防に関する相談、歯科医師・歯科衛生士による歯やお口の健康相談、女性の健康相談、禁煙に関する相談などを行っています。

【対象者】 一般市民

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

|        |       |                          |
|--------|-------|--------------------------|
| 健康づくり課 | 保健所1階 | ☎ 50-8430<br>FAX 50-0668 |
|--------|-------|--------------------------|

保健師・管理栄養士・健康運動指導士による生活習慣病予防に関する相談等や、禁煙に関する相談を行っています。

【対象者】 一般市民

【費用】 無料

【申込み】 藤沢市保健医療センターへお申込みください。

【問合せ】



|                 |          |                          |
|-----------------|----------|--------------------------|
| 藤沢市<br>保健医療センター | 大庭5527-1 | ☎ 88-7311<br>FAX 86-6065 |
|-----------------|----------|--------------------------|

## 4.市営施設の利用料金割引(減免)について

プール・トレーニングルーム・サウナ浴室等の利用料金につきましては、次のとおり割引(減免)が実施されています。

【対象者】60歳以上の市民の方または身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証をお持ちの方

※介護保険被保険者証については、要介護状態区分のいずれかまたは要支援者に該当するものとして記載されている者

【料金】60歳以上の市民の方→通常料金の2割引

上記手帳等をお持ちの方→対象者とその付添者1名は無料

【利用方法】60歳以上の市民であることが確認できる書類(免許証・保険証)、手帳等をお持ちの方は手帳またはアプリを各施設受付に提示してください。

### 【対象施設】

|      |           |   |   |
|------|-----------|---|---|
| 対象施設 | プール       | 秋葉台公園プール<br>八部公園プール(鵜沼運動施設)<br>石名坂温水プール | 秩父宮記念体育館<br>☎ 22-5335 FAX 28-5749             |
|      | トレーニングルーム | 秩父宮記念体育館<br>秋葉台文化体育館<br>八部公園プール(鵜沼運動施設) | 秋葉台文化体育館<br>☎ 88-1111 FAX 88-8687<br>秋葉台公園プール |
|      | サウナ・浴室    | 秋葉台文化体育館<br>八部公園プール(鵜沼運動施設)             | ☎ 88-1811 FAX 88-0081<br>石名坂温水プール             |
|      | 有料個人使用(※) | 秩父宮記念体育館<br>秋葉台文化体育館                    | ☎ 82-5131 FAX 82-5132<br>八部公園プール              |
|      | 駐車場(※)    | 秋葉台公園<br>八部公園<br>石名坂温水プール               | ☎ 36-1607 FAX 36-1754                         |

※有料個人使用、駐車場については、手帳等をお持ちの方のみ割引・減免対象となります。

### 【問合せ】

スポーツ推進課

市役所本庁舎8階

☎ 50-8243  
FAX 50-8433

# 健康診査

## 1.こくほ特定健康診査・特定保健指導

藤沢市国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病予防のための健康診査と保健指導を行っています。

【対象者】 藤沢市国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の方

【費用】

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| ①こくほ特定健康診査                     | ※ 2,000円 |
| ②特定保健指導（健診の結果、保健指導が必要な方へ通知します） | 無料       |

※70歳以上の方、または26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方（窓口で申し出が必要です）は費用が無料になります。

【申込み・実施期間】

対象の方には、健診実施期間前に受診券と診査票を郵送します。受診時は受診券、診査票および国民健康保険証（または、健康保険証として利用登録済のマイナンバーカード）を持参し、市内指定医療機関で受診してください。

実施期間・・・6月1日から10月31日まで

※詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

|        |       |                          |
|--------|-------|--------------------------|
| 健康づくり課 | 保健所1階 | ☎ 21-7344<br>FAX 50-0668 |
|--------|-------|--------------------------|

## 2.後期高齢者等健康診査

後期高齢者医療制度に加入されている方および40歳以上の生活保護利用者等を対象に生活習慣病を早期発見するための健康診査と保健指導を行っています。

【対象者】 ①神奈川県後期高齢者医療制度に加入されている方（75歳以上の方および65歳以上75歳未満までの方で一定の障がいのある方）

②藤沢市に住民登録がある生活保護受給者

③支援給付の決定がされた中国残留邦人

④藤沢市民で、健康保険未加入の方

【費用】 無料

※ただし、健康保険未加入の方のうち、69歳以下で26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当しない方は2,000円

【申込み・実施期間】

対象の方には、健診実施期間前に受診券と診査票を郵送します。受診時は受診券、診査票および後期高齢者医療保険証等を持参し、市内指定医療機関で受診してください。実施期間・・・6月1日から10月31日まで

※詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

|        |       |                          |
|--------|-------|--------------------------|
| 健康づくり課 | 保健所1階 | ☎ 21-7344<br>FAX 50-0668 |
|--------|-------|--------------------------|

### 3.がん検診(肺がん・大腸がん・胃がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん)

| 検診                       |      | 対象者                       | 費用※4   |         | 実施期間            |
|--------------------------|------|---------------------------|--------|---------|-----------------|
| 肺がん                      |      | 40歳以上になる方                 | 600円   | 70歳以上無料 | 6月1日～<br>10月31日 |
| 大腸がん                     |      |                           | 600円   |         |                 |
| 胃がん                      | バリウム |                           | 3,000円 |         |                 |
|                          | 内視鏡  | 50歳以上の偶数年齢になる方            | 3,000円 |         |                 |
| 乳がん<br>マンモグラフィ<br>(女性のみ) | 1方向  | 50歳以上の偶数年齢になる方 ※1         | 1,800円 | 70歳以上無料 | 4月1日～<br>3月31日  |
|                          | 2方向  | 40歳代の偶数年齢になる方 ※1※2        | 無料     | —       |                 |
| 子宮頸がん<br>(女性のみ)          |      | 30歳以上の偶数年齢になる方 ※1         | 2,000円 | 70歳以上無料 |                 |
|                          |      | 20歳代の偶数年齢になる方 ※1※2        | 無料     | —       |                 |
| 前立腺がん(男性のみ)              |      | 50歳以上になる方                 | 1,000円 | ※3      | 6月1日～<br>10月31日 |
| 胃がんリスク                   |      | 40、45、50、55、60、65、70歳になる方 | 1,000円 |         |                 |

- ※1 奇数年齢で前年度末受診者の方は対象となります。(有料。ただし70歳以上無料)
- ※2 無料クーポン券対象者(子宮頸がん検診は21歳、乳がん検診は41歳になる方)は受診対象者です。
- ※3 前立腺がん検診・胃がんリスク検診については、生活保護受給者及び中国残留邦人の方は費用免除となります。
- ※4 肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診については、26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方は費用が無料になります。窓口で申し出が必要となります。

**【申込み】** 対象の方には、受診券を郵送します。受診時は受診券、本人確認書類を持参し、市内指定医療機関で受診してください。(詳細は4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。)

4月以降に転入された方で受診券等のご案内が届いていない方は、健康づくり課までご連絡ください。

**【問合せ】**

健康づくり課

保健所1階

☎ 21-7344  
FAX 50-0668

## 4.肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎の早期発見、早期治療のために肝炎ウイルス検診を実施しています。

【対象者】 今年度40歳になる方、41歳以上の方で、健康診査の肝機能検査において異常が見られる方。または過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方。

【費用】 1,200円

※26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方（窓口で申し出が必要ですが）および肝炎ウイルス検診個別勧奨事業に該当している方（4月1日時点で40歳以上5歳刻みの方）は費用が無料になります。

【申込み・実施期間】

対象の方には受診券を郵送します。受診時は受診券、本人確認書類を持参し、市内指定医療機関で受診してください。

実施期間・・・6月1日から10月31日まで

詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課

保健所1階

☎ 21-7344  
FAX 50-0668

## 5.成人歯科健康診査

歯周病予防などのための歯の健康診査を行っています。

（65歳・70歳・80歳の方のみ咀嚼能力検査を受けることができます。）

【対象者】 今年度20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・80歳になる方

【費用】 500円

※26ページの〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方は費用が無料になります。

【申込み】 対象の方にはお知らせが届きます。市内指定医療機関で受診してください。

【実施期間】 6月1日から10月31日まで

※詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課

保健所1階

☎ 21-7344  
FAX 50-0668



## < 健診等の費用の免除制度 >

以下に該当する方は医療機関窓口でお申出ください。費用が免除になります。ただし、前立腺がん検診・胃がんリスク検診および各種予防接種は除きます。

| 費用免除の方                             | 用意するもの                                      |
|------------------------------------|---|
| ① 市民税非課税世帯の方（※1、※2）                | 医療機関窓口で非課税申告書<br>をもらい、必要事項を記入の<br>うえ医療機関に提出 |
| ② 生活保護利用者の方                        | 生活保護受給証明書                                   |
| ③ 支援給付の決定がされた中国残留邦人                | 藤沢市が発行した本人確認書類                              |
| ④ 身体障がい者手帳に記載されている等級が1～3級の身体障がい者   | 身体障がい者手帳                                    |
| ⑤ 療育手帳に記載されている等級がA1～B1の知的障がい者      | 療育手帳  |
| ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳に記載された等級が1・2級の精神障がい者 | 精神障がい者保健福祉手帳                                |

※1 「非課税世帯」とは住民票上同一世帯全員が非課税であること

※2 「こくほ特定健康診査の非課税世帯の方」：世帯主とその世帯の国民健康保険加入者全員が非課税であること

## 6.高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 【対象者】
- ① 接種日に65歳以上の方
  - ② 接種日に60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等に障がい1級程度の機能障がいを有する方（医療機関の窓口で障がい者手帳を提示してください。）

【費用】 1,600円（生活保護受給者および中国残留邦人の方は無料です）

【申込み・実施期間】

市内指定医療機関に予約のうえ、接種してください。

実施期間・・・10月1日から1月31日まで

詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7351  
FAX 50-0668

## 7.高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

肺炎球菌ワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 【対象者】 次のいずれかに該当される方で、過去に同じワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種していない方
- ① 接種日に65歳の方
  - ② 接種日に60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等に障がい1級程度の機能障がいを有する方（医療機関の窓口で障がい者手帳を提示してください。）

【費用】 2,700円（生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です）

【申込み・実施期間】

市内指定医療機関に予約のうえ接種してください。

実施期間・・・・・・・・4月1日から3月31日まで

詳細は、4月10日発行の広報誌「成人検診のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】

健康づくり課

保健所3階

☎ 21-7351  
FAX 50-0668

※高齢者の新型コロナワクチン予防接種について

高齢者の新型コロナワクチン予防接種の一部公費助成については、令和6年秋ごろの開始を予定していますが、詳細が決まり次第、市ホームページに掲載をします。





# 口腔ケア

## 1.在宅療養者等歯科診療推進事業

### ○歯・口に関する相談窓口

お口に関することでお困りの方はご相談ください。

歯の治療、義歯の不具合、食事の事(ムセ、飲み込みについて)、口腔ケア等相談に応じます。

治療や口腔ケア、口腔機能向上のための訓練等が必要な場合、歯科医師・歯科衛生士が訪問して、口腔内や全身の状態を確認し、担当医を紹介します。

【対象者】 在宅療養中の方

【費用】 相談は無料。治療や口腔ケアは保険対応になります。

【申込み】 直接、歯科医師会にお申込みください。

【問合せ】



健康づくり課

保健所1階

☎ 50-8430  
FAX 50-0668

公益社団法人  
藤沢市歯科医師会

鵜沼石上2-10-6

☎ 26-3310  
FAX 24-5325

## 2.要介護高齢者歯科診療事業

要介護高齢者を対象に、藤沢市南部歯科診療所(藤沢市口腔保健センター内)、藤沢市北部歯科診療所(藤沢市保健医療センター内)で、歯科診療を行っています。

【対象者】 市内在住の要介護高齢者

※要介護高齢者とは概ね65歳以上で、一般の歯科医では対応が困難な方および寝たきりの状態にある方

【診療日時】 日曜日・木曜日 午前9時30分~12時30分(最終受付11時30分)

※ただし、診療日が国民の祝日と重なった日、8月のお盆期間を含む一週間、および12月29日から翌年の1月6日までの当該曜日を除く。

【申込み】 直接、歯科医師会にお申込みください。完全予約制です。

【問合せ】

障がい者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3528  
FAX 25-7822

公益社団法人  
藤沢市歯科医師会

鵜沼石上2-10-6

☎ 26-3310  
FAX 24-5325

# 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

## 1. 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されるものです。

「介護予防・生活支援サービス事業」は基本チェックリストで生活機能の低下が認められ、事業対象に該当された方及び、要支援認定を受けた方が利用できます。

「一般介護予防事業」は65歳以上のすべての方が利用できます。

## 2. 基本チェックリストとは

25項目からなる生活状況等についての簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。通常1か月を要する要介護・要支援認定の手続きより早く結果が出るため、認定申請手続きをするよりも簡易で迅速にサービスを利用することができ、介護予防に取り組むことができます。

## 3. 事業対象とは

総合事業の利用を目的とした、基本チェックリストによる判定区分です。「事業対象」に該当すると、いきいきサポートセンターで介護予防ケアプラン（自立した日常生活を送れるようになるための計画）の作成を依頼することができます。その後、心身や生活の状況と必要性に基づき作成された計画により、「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」や「通所型サービス」が利用できるようになります。

### 【問合せ】

各いきいきサポートセンター  
(地域包括支援センター)

連絡先については1～2ページ  
をご参照ください。

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

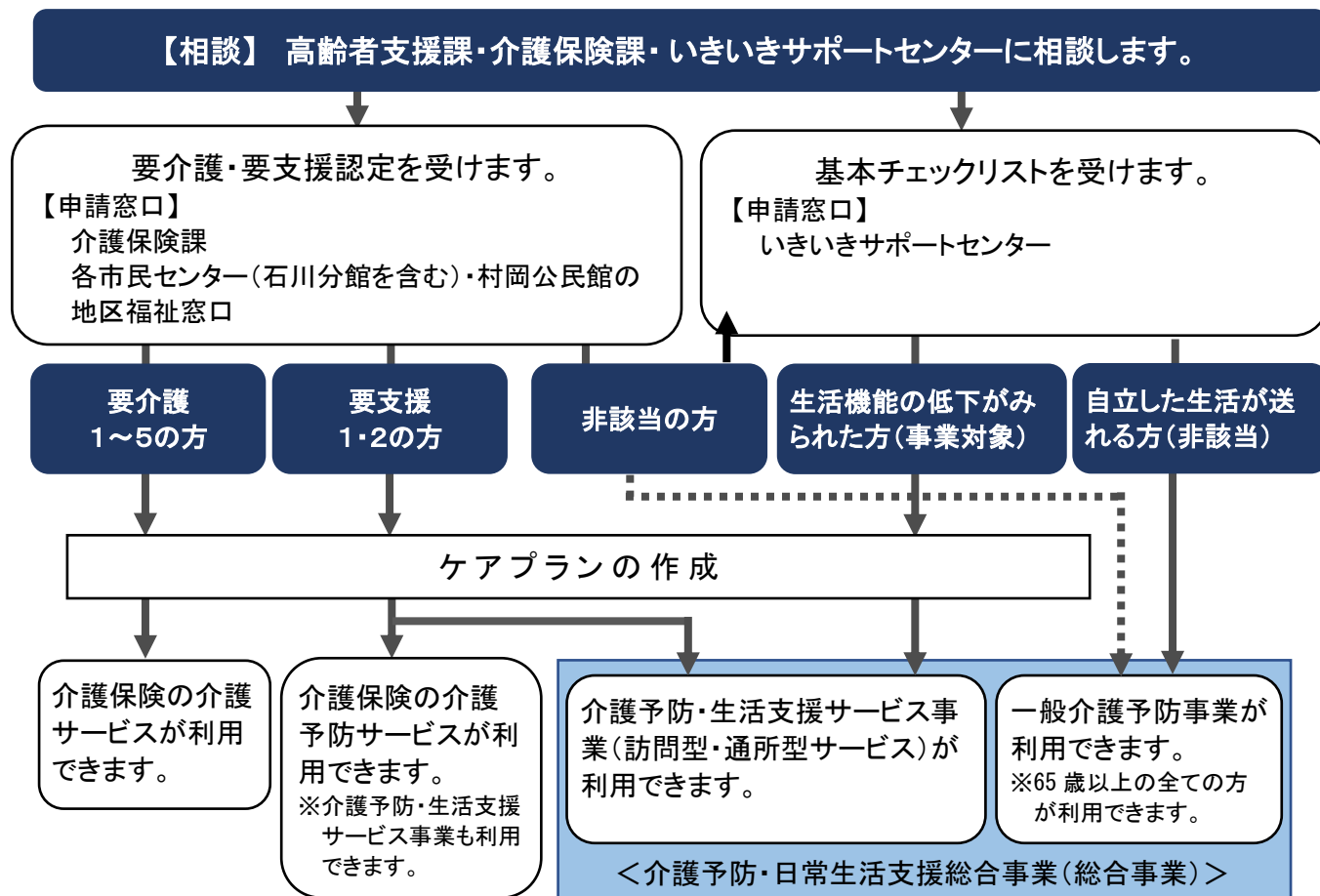
# 介護保険

介護保険制度は、本人や家族が抱えている介護の不安や負担を解消するため、皆様に負担していただいた保険料等を基に運営する社会保険制度です。

## 1. サービスを利用するには

65歳以上の方が介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定申請をし、認定を受けるか、基本チェックリストを受け、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の事業対象に該当することが必要です。

利用までの流れ(65歳以上の方)



※40歳から64歳までの方で、加齢との関係が認められる16の特定疾病で介護を必要とされる方は要介護・要支援認定申請をし、認定を受けることが必要です。基本チェックリストは受けられません。

※「要介護1～5」と認定された方で、居宅でサービスを利用する方は、居宅介護支援事業者等のケアマネジャーに依頼し、ケアプランを作成して、サービスを利用します。また、施設サービスを利用する方は、入所を希望する施設へ直接申込みます。

※「要支援1・2」と認定された方、または「事業対象」に該当した方はお住まいの地区を担当するいきいきサポートセンター等に依頼し、介護予防ケアプラン等を作成して、サービスを利用します。

### 利用者負担

サービスを利用した場合は、1割、2割または3割相当額が利用者の自己負担になります。

※利用するサービスによっては、利用者負担額(1割、2割または3割相当額)のほか、食費や居住費等が別途かかる場合があります。

## 2.利用できるサービス

※ 詳細は、介護保険パンフレット「あなたと歩む介護保険」をご参照ください。

### ◆自宅で利用するサービス

| サービスの種類                           | 事業対象者 | 要支援 | 要介護 | サービスの内容   |
|-----------------------------------|-------|-----|-----|---|
| 訪問介護<br><ホームヘルプ>                  | ×     | ×   | ○   | ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの介護や、調理・掃除・洗濯などの日常生活の支援を行います。        |
| 介護予防訪問型サービス<br>(総合事業)<br><ホームヘルプ> | ○     | ○   | ×   |   |
| 訪問型サービス A<br>(総合事業)<br><ホームヘルプ>   | ○     | ○   | ×   | ホームヘルパーなどの資格を有さない、一定の研修を修了した方などが掃除・調理・買い物などの生活援助サービスの一部を行います。 |
| 訪問型サービス C<br>(総合事業)               | ○     | ○   | ×   | 保健・医療の専門職による居宅での相談指導等、短期間(3か月~6か月)の集中的な支援を行います。               |
| 訪問入浴介護                            | ×     | ○   | ○   | 移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助をします。                                     |
| 訪問看護                              | ×     | ○   | ○   | 看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話などを行います。                                   |
| 訪問リハビリテーション                       | ×     | ○   | ○   | 理学療法士などが自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行います。                             |
| 居宅療養管理指導                          | ×     | ○   | ○   | 医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。                         |
| 夜間対応型訪問介護                         | ×     | ×   | ○   | 夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、日常生活の世話を行います。                  |
| 定期巡回・<br>随時対応型訪問介護看護              | ×     | ×   | ○   | 訪問介護と訪問看護が連携しながら、日中・夜間の定期巡回と随時の対応を行います。                       |

◆自宅から施設に通いで利用するサービス、または施設に宿泊して利用するサービス

| サービスの種類                       | 事業対象者 | 要支援 | 要介護 | サービスの内容  |
|-------------------------------|-------|-----|-----|--|
| 通所介護<br><デイサービス>              | ×     | ×   | ○   | 日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。              |
| 地域密着型通所介護                     | ×     | ×   | ○   |  |
| 介護予防通所型サービス(総合事業)<br><デイサービス> | ○     | ○   | ×   |  |
| 通所リハビリテーション<デイケア>             | ×     | ○   | ○   | 日帰りで施設などに通い、理学療法士などによるリハビリテーションを受けます。          |
| 短期入所生活介護<br><ショートステイ>         | ×     | ○   | ○   | 施設などに短期入所し、日常生活の世話や機能訓練を受けます。                  |
| 短期入所療養介護<br><ショートステイ>         | ×     | ○   | ○   | 施設などに短期入所し、必要な医療や日常生活の世話を受けます。                 |
| 認知症対応型通所介護                    | ×     | ○   | ○   | 認知症の人が日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。        |
| 小規模多機能型居宅介護                   | ×     | ○   | ○   | 通いサービスを中心として、自宅への訪問やショートステイなどを組み合わせたサービスを受けます。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護                 | ×     | ×   | ○   | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能が1つとなったサービスを受けます。           |

◆生活環境を変えるためのサービス

| サービスの種類    | 事業対象者 | 要支援 | 要介護 | サービスの内容   |
|------------|-------|-----|-----|---|
| 福祉用具貸与     | ×     | ○   | ○   | 日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。                   |
| 福祉用具購入費の支給 | ×     | ○   | ○   | ポータブルトイレ、入浴補助用具、歩行器及び杖など特定福祉用具の購入費の一部を支給します。    |
| 住宅改修費の支給   | ×     | ○   | ○   | 在宅での生活を続けられるように、介護保険対象の住宅改修をした際に、改修費用の一部を支給します。 |

◆生活の場を自宅から移して利用するサービス(施設等へ入所)

| サービスの種類                   | 事業対象者 | 要支援             | 要介護                   | サービスの内容  |
|---------------------------|-------|-----------------|-----------------------|--|
| 介護老人福祉施設<br><特別養護老人ホーム>   | ×     | ×               | ○<br>原則要<br>介護3<br>以上 | 常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所する施設です。                         |
| 介護老人保健施設                  | ×     | ×               | ○                     | リハビリテーションなどの医療サービスを必要とする人が入所し、自宅への復帰を目指す施設です。          |
| 介護医療院                     | ×     | ×               | ○                     | 日常的な医学管理、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を必要とする人が入所する施設です。 |
| 特定施設入居者生活介護               | ×     | ○               | ○                     | 有料老人ホームなどに入所し、日常生活の世話などを受けます。                          |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護      | ×     | ×               | ○<br>要介護<br>3以上       | 定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。                               |
| 認知症対応型共同生活介護<br><グループホーム> | ×     | ○<br>要支援<br>2以上 | ○                     | 認知症の人が共同生活しながら、日常生活上の世話などを受けます。                        |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護          | ×     | ×               | ○                     | 有料老人ホームなどのうち、入居定員が29人以下の施設に入居し、日常の世話などを受けます。           |

【問合せ】

|                    |          |                          |
|--------------------|----------|--------------------------|
| 介護保険課<br>(総務・給付担当) | 市役所本庁舎2階 | ☎ 50-8276<br>FAX 50-8443 |
|--------------------|----------|--------------------------|

|        |          |                          |
|--------|----------|--------------------------|
| 高齢者支援課 | 市役所本庁舎2階 | ☎ 50-3523<br>FAX 50-8412 |
|--------|----------|--------------------------|

# 介護予防

## 1.65歳からの健康づくり（一般介護予防）

介護予防事業は、介護が必要な状態にならないよう、住み慣れた地域の中で、早い段階から健康づくりを支援していく事業です。65歳からの健康づくりに必要な運動、お口の健康づくり、低栄養の予防、認知機能の向上などのテーマに沿った講座等を実施しています。

【対象者】65歳以上のすべての方

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 転倒予防に関する講座                   | 転倒しやすくなった方、転倒に対する不安がある方を対象に、予防の運動等を行う講座です。<br>講座の内容や日程については、「広報ふじさわ」または高齢者支援課へお問い合わせください。                                       |
| 地域団体への講師派遣                   | 健康づくりや介護予防に関心のある人（おおむね10人以上）を対象に、専門職を派遣し、お口の健康や低栄養の予防、ロコモティブシンドロームの予防、フレイル予防等健康講座を行います。<br>（講師の調整があるため、実施希望時期の3か月前を目安にご相談ください。） |
| いきいき運動グループ<br>（介護予防運動自主活動団体） | 住民が身近な公園などで自主的に体操等を行っている団体で、令和5年12月現在37団体が活動しています。<br>どなたでも参加することができますので、日時や場所については高齢者支援課にお問い合わせください。                           |
| 地域の縁側（介護予防特化型）               | 高齢者のフレイル予防を推進するため介護予防の拠点として、運動を主体としたプログラムを実施しています。  |
|                              | わいわい善行（善行1-26-5） ☎（84）2422<br>地域の縁側 亀吉（鵜沼海岸7-20-21） ☎（34）8550   |
| 個別運動サポート                     | 個別の運動相談です。健康運動指導士等の専門職が個人の体力やからだの状態に合わせた運動を提案します。   |
| 介護予防教室                       | 運動器機能向上に関するバランス・筋力アップのための体操、認知症予防のためのコグニサイズ、健口体操等の様々な内容のプログラムを実施しています。  |

☆1 ロコモティブシンドロームとは、「加齢に伴う筋肉低下や関節等の病気  
運動器の機能が弱まった状態（通称：ロコモ）」

☆2 フレイルとは、「筋力・認知機能・社会とのつながりなどの低下した状態」

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

各いきいきサポートセンター  
（地域包括支援センター）

連絡先については1～2ページ  
をご参照ください。

# 在宅生活サービス

介護保険の認定が非該当の方、介護予防・日常支援総合事業（総合事業）における「事業対象」区分が非該当の方、認定を受けていない方が受けられるサービス

## 1.ホームヘルパーの派遣

日常生活において、掃除・洗濯・買い物・調理等、主に家事援助を必要とする方に週1回程度、ホームヘルパーを派遣します。

**【対象者】** 介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の基本チェックリストが非該当の65歳以上の在宅で生活をし、日常生活において主に家事援助が必要であると認められる方

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を訪問し、確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

**【費用】** 1回1時間の家事援助の利用料金は310円

※生活保護利用世帯の方は免除

**【申込み】** 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を在宅福祉サービスセンターに提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書はホームページからもダウンロードできます

**【問合せ】**

在宅福祉  
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524  
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412



# 介護保険の認定に関わらず受けられるサービス

## 2.高齢者はり・きゅう・マッサージ利用券

高齢者の健康増進と介護予防を図るため、市が指定したはり・きゅう・マッサージ施術所で利用できる利用券を交付します。

【対象者】 藤沢市に住民登録のある70歳以上の方(当該年度中に70歳を迎える方を含む)

【交付枚数】 1人あたり3枚

【利用方法】 1回の施術に対し、1枚の利用券を施術所に提出してください。

利用券1枚で、1回3,000円分の施術が自己負担なく受けられます。

【利用施設】 ○市指定はり・きゅう・マッサージ施術所

○いきいきシニアセンター3か所(マッサージ室利用のみ)

○秋葉台文化体育館内マッサージ室

【申込み】 70歳の誕生日を迎えられる前年度に、申請のご案内をお送りしています。

申請を希望される方は、申請書に必要事項をご記入いただき、返信してください。

また、70歳以上で申請がお済みでない方は、随時受付をしておりますので、ご希望の場合、高齢者支援課へご連絡ください。申請書を改めてお送りします。

高齢者支援課、各市民センター(石川分館含む)、村岡公民館の地区福祉窓口でも受付しております。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 3.一声ふれあい収集

生活ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で家族等の協力が得られない世帯を対象に、市職員が安否確認の一声を掛けながら週1回、収集します。

【対象者】 (1) 日常、介助または介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)のみの世帯

(2) 障がい者(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人)のみの世帯

(3) 上記1・2で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯

(4) その他、市長が特に必要であると認めた世帯

【申込み】 申請書を次の①~④いずれかの窓口へ提出してください。

① 高齢者支援課

② 障がい者支援課(65歳未満の障がい手帳取得者に限る)

③ 生活援護課(生活保護受給者に限る)

④ 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

環境事業センター

遠藤2023-17

☎ 87-3912

## 4.緊急通報サービス

日常生活上注意を要する高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、日常の相談を受け不安を解消するとともに、人感センサーにより日常的な安否確認を行います。

【対象者】 本市に住所を有し、かつ市内に居住する高齢者等で、次のいずれかに該当する方  
(1)原則65歳以上の在宅生活をするうえで常時注意を要する方で、ひとり暮らしや原則65歳以上の方のみの世帯に属する方。

(2)同居者の就労により(1)に準ずるものと認められる方。ただし、同居または近隣に居住する親族が緊急時に適切な対応ができる状況にある方は除きます。

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

【利用条件】 固定電話回線を利用するため、固定電話回線への加入が必要となります。

【費用】 月額250円

サービス利用開始に伴う緊急通報装置の設置および保守等に係る費用は市が負担します。それ以外の費用については、自己負担となります。また、緊急通報装置設置後に発生する費用については、自己負担となります。

【申込み】 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を次の①または②の窓口に提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

① 在宅福祉サービスセンター

② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

在宅福祉  
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524  
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 5.一時入所サービス

家族の急病等で一時的に高齢者の介護ができない時や、ひとり暮らしの方で在宅での生活が一時的に困難となった時などに、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームへ、必要と認められた期間一時入所することができます。

**【対象者】** 65歳以上の方で、介護者の病気、出張、冠婚葬祭等社会的な理由により家庭での養護または介護が一時的に困難となった方や、身体的・精神的な理由により、一時的に養護または介護が必要な状態となった方

**【費用】** (1)養護老人ホームの場合

1日につき、1,320円（滞在費500円+食費820円）

※ただし生活保護受給者は820円（滞在費無料、食費820円）

(2)特別養護老人ホームの場合

介護保険制度自己負担額に準じる

**【申込み】** 「福祉サービス利用(変更)申請書」および所定の健康診断書と必要書類を次の①または②の窓口に提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合わせください。)

① 高齢者支援課

② 在宅福祉サービスセンター

**【問合せ】**

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 6.認知症等行方不明 SOS ネットワーク

高齢者等を介護している家族の方が事前に対象となる方の情報を登録し、行方不明となった際に警察等の関係機関が連携して捜索し、早期保護を図ります。

また、登録された方に、衣類や持ち物に貼り付けることができる二次元コード付きの見守りシールを交付します。行方不明となった登録者が保護された際に、発見者が携帯電話で二次元コードを読み取り、表示される市や警察等の電話番号に連絡することで、早期発見・保護につながります。

**【対象者】** 40歳以上の在宅で生活する方で、認知症等により行方不明歴のある方、または行方不明となる可能性のある方  
※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

**【費用】** 登録料・見守りシール交付料：無料  
特別養護老人ホームで一時保護をした場合にかかる費用は有料となります。

**【申込み】** 「福祉サービス利用(変更)申請書」と「認知症等行方不明 SOS ネットワーク登録届」を次の①または②の窓口に提出してください。(登録届には、本人の顔写真と全身写真の貼付が必要です。事業内容や、その他不明な点につきましては、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

① 在宅福祉サービスセンター

② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

**【問合せ】**

在宅福祉  
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524  
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 7.図書館宅配サービス

図書館宅配サービスボランティアが図書館資料をお届け・回収します。

|         |  |
|---------|--|
| 宅配日     | 毎月第2・4水曜日または木曜日<br>宅配時間はボランティアとの調整で、事前に決定いたします |
| 借りられる資料 | 本・雑誌……………1人10冊、1か月                             |
|         | CD・カセットテープ…1人5点、2週間                            |
|         | ビデオテープ・DVD…1人2点、2週間                            |

【対象者】 市内在住の、障がいのある方や高齢の方(65歳以上)で、  
ひとりで図書館・図書室に来館・来室することが困難な方

【費用】 無料

【申込み】 電話・ファクシミリでの申込後、職員が面談に伺います。

【申込み・問合せ】



総合市民図書館

湘南台7-18-2

☎ 43-1111  
FAX 46-1130

南市民図書館

南藤沢21-1  
ODAKYU湘南GATE6階

☎ 27-1044  
FAX 27-1045

辻堂市民図書館

辻堂2-15-8

☎ 35-0028  
FAX 36-5186

湘南大庭市民図書館

大庭5406-4

☎ 86-1666  
FAX 86-1441

# 介護保険の認定を受けている方が受けられるサービス

## 8.寝具乾燥消毒サービス



掛け布団や敷布団などの寝具類を指定事業者が利用者宅を訪問し、回収したうえで、丸洗い・乾燥・消毒を行います。

### 【対象者及び利用回数】

65歳以上の在宅で生活する方で布団干し等が困難な介護保険で要支援1・2、要介護1から5の認定を受けている方

(1) 本人が属する世帯の市民税が非課税の方は年間8回(4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月)

(2) 本人が属する世帯の市民税が課税の方は年間4回(4月、7月、10月、1月)

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

※感染症等にかかれ、他のご利用者への影響が考えられる場合、サービスを一時中止させていただくことがあります。

### 【費用】

無料

### 【申込み】

「福祉サービス利用(変更)申請書」を次の①または②の窓口に提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

① 在宅福祉サービスセンター

② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

### 【問合せ】

在宅福祉  
サービスセンター

市役所分庁舎1階

☎ 50-3524  
FAX 24-4169

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 9.水道料金の減免

次の要件に該当する方と同居している世帯では、水道料金が減免されます。

【対象者】 要介護状態区分が要介護4または要介護5の方  
※減免対象者が長期に入院や施設入所されている場合は、減免の申請ができませんので、退院や退所された後に、申請を行ってください。

【減免額】 水道基本料金及び基本料金に係る消費税相当額

【申請手続に必要なもの】

介護保険被保険者証

※水道の利用者や住所及び減免理由(対象者、要件等)に変更があった場合は、改めて申請が必要となりますので、すみやかに(なるべく変更のあった当月内)にお手続きください。

【申請方法】 水道料金の減免申請は次の3つの方法がございます。

① パソコン又はスマートフォンからの電子申請

詳しくは、下記の県営水道のホームページをご覧ください。

県営水道のホームページ  
「水道料金の減免制度」

神奈川県 水道料金減免制度 で検索



もしくは右の二次元コードからでもご覧いただけます。

② 窓口での申請

(藤沢水道営業所と藤沢市役所下水道総務課のどちらでも申請できます。)

③ 郵送による申請

【申請窓口・お問合せ先】

藤沢水道営業所

鵜沼石上2-6-1

☎ 27-1211  
FAX 25-2079

下水道総務課

市役所分庁舎5階

☎ 50-8246  
FAX 50-8388

## 10.紙おむつの支給

在宅で常時おむつを必要とする方に、月1回紙おむつを支給し、本人及び介護者の身体的、経済的な負担を軽減します。

- 【対象者】** 本市に住所を有し、かつ市内に居住する在宅高齢者等で、日常的に紙おむつを使用している次のいずれかに該当する方
- (1) 介護保険で要介護4または5の認定を受けている40歳以上の方で、本人の合計所得金額が400万円未満の方
  - (2) 介護保険で要支援1から要介護3までの認定を受けている65歳以上の方で、市民税非課税世帯に属する方

※生活保護受給世帯の方、中国残留邦人で支援給付を受けている方は対象外となります。

※サービス利用にあたっては、対象となる方の状況等を確認し、利用決定します。  
なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

- 【費用】**
- ①注文金額4,000円以下の場合→当該利用金額の1割
  - ②注文金額4,001円以上の場合→当該4,000円を超える額に400円を加えた額

- 【申込み】** 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を次の①または②の窓口へ提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類はホームページからダウンロードができます。

- ① 在宅福祉サービスセンター
- ② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

### 【申込み・問合せ】

|                  |          |                          |
|------------------|----------|--------------------------|
| 在宅福祉<br>サービスセンター | 市役所分庁舎1階 | ☎ 50-3524<br>FAX 24-4169 |
| 高齢者支援課           | 市役所本庁舎2階 | ☎ 50-3571<br>FAX 50-8412 |

※紙おむつ(ペットのおむつは不可)は透明または半透明の袋に入れ、可燃ごみとして出してください。無料で収集します。

※商品や制度内容が変更となる場合があります。



# 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳登録者等が受けられるサービス

## 11.藤沢市訪問理美容サービス



理容師、美容師がご自宅を訪問して、頭髪のカットを提供します。(年2回)

【対象者】 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に当該年4月1日に登録されている方  
又は、要介護3以上の方(車椅子等で座位が保てる方)  
なお、介助が必要な場合は付添人を付けること。

※但し、予算が上限に達した場合は、募集を終了とさせていただきます。

【費用】 無料

【申込み】 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている方、又は、前年度サービスを受けていた方には申請書を高齢者支援課から4月下旬頃に発送します。

※上記に該当しない要介護3以上の方については、高齢者支援課に直接お問い合わせください。

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

## 12.藤沢市福祉タクシー利用券



在宅でねたきりの高齢者の方に、通院等の際に利用する「福祉タクシー」の利用券を交付し、料金の一部を助成します。

【対象者】 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている方

【給付額】 1月3,600円分、年間最大43,200円分の利用券を交付します。

【利用方法】 1回の乗車につき2,400円分までご利用いただけます。請求金額を超えて支払うことができませんので、不足が生じる場合は現金等でお支払いください。

【申込み】 ① 高齢者支援課  
② 地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

☞ 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳とは

藤沢市に住民登録があり、在宅で6か月以上食事、用便、寝起き等日常生活の大半を介護によらなければならない状態が継続している65歳以上の方を対象に、民生委員・児童委員が訪問調査した結果、要件に当てはまると登録ができるものです。登録したい方は、ご自分の地区の民生委員・児童委員、もしくは高齢者支援課までお問い合わせください。

# 高齢者の住まい

## 1. 高齢者向け市営住宅

市営住宅は住宅に困っている低額所得者に対し、市が低廉な家賃で提供する賃貸住宅です。

そのうち、高齢者向けの市営住宅は市が所有しているものや、借り上げているものがあります。これらの住宅は、高齢者が生活しやすいよう手すりの設置、段差の解消等の福祉的配慮がされています。

**【対象者】** 市営住宅の入居者資格に該当し、さらに次の要件が必要です。

- ① 高齢世帯は夫婦(婚約者及び事実婚にある方、藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方を含む。)または親子を主体とした親族2人世帯で共に60歳以上の方、もしくは60歳以上の単身者

※婚約者については、入居指定日までに婚姻を証する戸籍等を提出できること。

※事実婚については、住民票の続柄が「妻(未届)」「夫(未届)」と記載されていること。

※藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証(申込みの際、提示が必要)をお持ちの方は本市で宣誓し、現在同居していること。

- ② 身の回りのことすべてが自分ででき、心身共に健康である方

※その他、収入基準、不自然な世帯分離をしていないこと等の条件があります。

※借り上げている住宅は、それぞれの住宅で借上期間がありますので、借上期間終了後は、市営住宅として使用できなくなります。

**【募集時期】** 毎年7月及び1月

**【申込み】** 毎年6月及び12月ごろ、「広報ふじさわ」に掲載します。詳しくは、同時期に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。

**【問合せ】**

住宅政策課

市役所分庁舎3階

☎ 50-3541  
FAX 50-8223

一般社団法人  
かながわ土地建物保全協会  
湘南サービスセンター

湘南台4丁目  
5番地の10  
大嶋ビル1階

☎ 43-7732  
FAX 43-7734

## 2.サービス付き高齢者向け住宅のご案内

バリアフリー構造で面積や設備が高齢者住宅にふさわしい所定の基準を備え、ケアの専門家による安否確認サービスなど安心できる見守りサービスがある高齢者単身・夫婦世帯向け住宅です。

### 【問合せ】

|                               |                                   |                                    |
|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 公益社団法人<br>かながわ住まい・<br>まちづくり協会 | 横浜市中区太田町<br>2丁目22番地<br>神奈川県建設会館4階 | ☎ 045-664-6896<br>FAX 045-664-9359 |
|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|

### 【対象住宅閲覧先】

|        |          |                          |
|--------|----------|--------------------------|
| 高齢者支援課 | 市役所本庁舎2階 | ☎ 50-3523<br>FAX 50-8412 |
|--------|----------|--------------------------|

※次のホームページでもご案内しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/satsuki/top.html>

|       |          |                          |
|-------|----------|--------------------------|
| 住宅政策課 | 市役所分庁舎3階 | ☎ 50-3541<br>FAX 50-8223 |
|-------|----------|--------------------------|

※「かながわ住まいの情報紙」の閲覧を希望される場合は職員にお声がけください。

# 入所施設

## 1. 養護老人ホーム

原則として65歳以上で、経済的にお困りの方で、心身の機能が低下し、日常生活に支障があったり、住宅に困窮していたりと、家庭での生活が困難な高齢者のための施設です。

入所につきましては、高齢者支援課までご相談ください。

| 施設名       | 住所        | 電話           | FAX          |
|-----------|-----------|--------------|--------------|
| 藤沢養護老人ホーム | 鶴沼 1559   | 22-2426      | 22-2115      |
| 湘風園       | 寒川町大蔵 800 | 0467-75-4545 | 0467-75-4564 |

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 2. ケアハウス(軽費老人ホーム)

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独立した生活が不安定で、家族の援助を受けることが困難な方が入居する施設です。

入居者は、個別の日常生活上の援助および介護を必要とする状態になった場合は、外部の介護保険サービス等を利用することができます。

入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

| 施設名     | 住所        | 電話      | FAX     |
|---------|-----------|---------|---------|
| 村岡ケアハウス | 渡内 3-8-60 | 26-9505 | 26-9003 |

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

### 3.特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

#### 原則要介護3以上の方

要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設です。利用できるのは、原則、介護保険の要介護3以上の認定を受けた方です。入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

| 施設名         | 住所                          | 電話      | FAX     |
|-------------|-----------------------------|---------|---------|
| グリーンライフ湘南   | 石川 3928-5                   | 84-1165 | 84-1168 |
| 鳩生園         | 片瀬海岸 1-7-9                  | 28-2662 | 26-6950 |
| 睦愛園         | 亀井野 2087-1(仮)<br>(令和6年4月移転) | 82-7317 | 83-5789 |
| 白鷺苑         | 用田 820                      | 48-0896 | 48-9215 |
| 芭蕉苑         | 遠藤 35                       | 87-1710 | 88-5326 |
| 藤沢特別養護老人ホーム | 鳩沼 1559                     | 22-2346 | 25-7437 |
| ラポール藤沢      | 善行 1-12-9                   | 83-4165 | 97-3667 |
| 村岡ホーム       | 渡内 3-8-60                   | 26-3339 | 26-9003 |
| みどりの園       | 小塚 370-1                    | 52-2511 | 22-4137 |
| かりん         | 城南 1-22-7                   | 36-8101 | 36-8179 |
| 藤沢愛光園       | 大庭 5526-2                   | 86-9090 | 86-9110 |
| 藤沢富士白苑      | 長後 2722-1                   | 45-3815 | 45-3852 |
| かつらはら       | 葛原 255-1                    | 20-5175 | 20-5178 |
| 関野記念鳩生園     | 鳩沼石上 2-5-3                  | 55-2355 | 55-6755 |
| カメラリア藤沢 SST | 辻堂元町 6-17-2                 | 30-0890 | 30-0891 |
| グランドヴィラ湘南台  | 菖蒲沢 1221-1                  | 48-6006 | 48-6005 |
| 結いの丘        | 遠藤 869-4                    | 52-7755 | 52-7677 |

※ 詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

【問合せ】

介護保険課  
(総務・給付担当)

市役所本庁舎2階

☎ 50-8276  
FAX 50-8443

## 4.介護老人保健施設(要介護1以上の方)

要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、日常生活の世話をを行う施設です。利用できるのは、介護保険の要介護1以上の認定を受けた方です。入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

| 施設名        | 住所         | 電話      | FAX     |
|------------|------------|---------|---------|
| 藤沢ケアセンター   | 高倉 2301-1  | 43-8551 | 43-8661 |
| 清流苑        | 高谷 116-1   | 50-0550 | 50-7222 |
| 湘南わかば苑     | 石川 591     | 89-0551 | 89-0501 |
| ガーデニア・ごしょみ | 獺郷 218     | 47-0580 | 47-0093 |
| ケアパーク湘南台   | 円行 991     | 43-0800 | 43-0842 |
| ふれあいの桜     | 遠藤 446-1   | 86-9311 | 88-8566 |
| クローバーヴィラ   | 鶴沼神明 3-1-1 | 55-3011 | 55-3012 |

※詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

【問合せ】

介護保険課  
(総務・給付担当)

市役所本庁舎2階

☎ 50-8276  
FAX 50-8443

## 5.介護医療院(要介護1以上の方)

長期的な医療と介護が必要な高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を備えた施設です。

利用できるのは、介護保険の要介護1以上の認定を受けた方です。

| 施設名     | 住所        | 電話      | FAX     |
|---------|-----------|---------|---------|
| 湘南長寿園病院 | 白旗 1-11-1 | 82-7311 | 84-2235 |

※詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

【問合せ】

介護保険課  
(総務・給付担当)

市役所本庁舎2階

☎ 50-8276  
FAX 50-8443

# 医療給付

## 1.国民健康保険

【対象者】 75歳未満の他の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入していない方、生活保護を受けていない方などが加入します。

【申請方法】 国民健康保険の加入者(被保険者)になったり、やめたりするときは14日以内に届出が必要です。届出に必要な書類等につきましてはお問合せください。

【問合せ】

保険年金課  
(国保調査担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3574  
FAX 50-8413

## 2.後期高齢者医療制度

【対象者】 (1)75歳以上の方  
(2)65歳から74歳で、一定の障がいの状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

※生活保護を受けている方などは、被保険者とはなりません。

【申請方法】 上記(1)の方は75歳の誕生日前に被保険者証等(※)が交付され、(2)の方は65歳に到達した場合は市から通知が郵送されます。新たに対象者となる障がい者手帳の交付を受けた場合は、手帳交付の時にお知らせします。

※2024年(令和6年)12月2日から被保険者証の交付はなくなり、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

【問合せ】

保険年金課  
(後期高齢者医療担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3575  
FAX 50-8413

### 3.高額療養費の支給

● 国民健康保険に加入している70歳未満の方

【内容】

1か月（同じ月内）のうち同一の医療機関に支払う医療費(保険給付の対象のものに限る)の自己負担が21,000円以上、かつ、その合計が自己負担限度額を超えた場合、その超える額が保険者から支給されます。初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

【事前申請】

高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担で済む「限度額適用認定証」、市民税非課税世帯の方には食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。ただし、保険料に未納のない方に限ります。

● 自己負担限度額（月額）

| 所得区分              |  | 基準所得額 <sup>※1</sup>                             | 3回目まで   | 4回目以降 <sup>※2</sup> | 適用区分    |
|-------------------|--|---|---------|---------------------|---------|
|                   |  |   | 市民税課税世帯 | 上位所得者               |         |
| 600万円超<br>901万円以下 | 167,400円+<br>(医療費 <sup>※3</sup> - 558,000円) × 1% | 93,000円   |         |                     | イ       |
| 一般                | 210万円超<br>600万円以下                                | 80,100円+<br>(医療費 <sup>※3</sup> - 267,000円) × 1% |         | 44,400円             | ウ       |
|                   | 210万円以下  | 57,600円   |         |                     | エ       |
|                   | 市民税非課税世帯   |   |         | 35,400円             | 24,600円 |

※1 基準所得額=総所得金額等(収入総額 - 必要経費 - 給与所得控除 - 公的年金等控除等) - 基礎控除額

※2 4回目以降とは、12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の金額です。

※3 医療費とは、医療機関の窓口において負担した額（一部負担金）と国保が負担する額の合計（10割の額）です。

※4 所得の申告がない世帯の方も含まれます。



● 国民健康保険に加入している70歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入している方

【内容】

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が保険者から支給されます。初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

【事前申請】

高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担ですむように現役並み所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は「限度額適用認定証」、低所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。

提示しない場合は、現役並み所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は現役並み所得Ⅲまでを支払い、低所得Ⅱ・Ⅰ区分の方は一般の区分までを支払い、後で払い戻しとなります。

● 自己負担限度額（月額）

〈国民健康保険（70歳以上75歳未満）〉

| 所得区分                  |                 | 自己負担割合 | 自己負担限度額   |                                |  |
|-----------------------|-----------------|--------|---|--------------------------------|--|
|                       |                 |        | 外来（個人単位）  | 外来+入院（世帯単位）                    |  |
| 現役並み所得者 <sup>※1</sup> | Ⅲ <sup>※2</sup> | 3割     | 252,600円+（総医療費-842,000円）×1%<br>〔140,100円〕 <sup>※7</sup> |                                |  |
|                       | Ⅱ <sup>※3</sup> |        | 167,400円+（総医療費-558,000円）×1%<br>〔93,000円〕 <sup>※7</sup>  |                                |  |
|                       | Ⅰ               |        | 80,100円+（総医療費-267,000円）×1%<br>〔44,400円〕 <sup>※7</sup>   |                                |  |
| 一般 <sup>※4</sup>      |                 | 2割     | 18,000円<br>（年間144,000円） <sup>※8</sup>                   | 57,600円〔44,400円〕 <sup>※7</sup> |  |
| 低所得<br>（市民税非課税）       | Ⅱ <sup>※5</sup> |        | 8,000円  | 24,600円                        |  |
|                       | Ⅰ <sup>※6</sup> |        |   | 15,000円                        |  |

●自己負担限度額（月額）

〈後期高齢者医療制度〉

| 所得区分                  |                  | 自己負担割合  | 外来（個人単位）   | 外来+入院（世帯単位）                        |
|-----------------------|------------------|---------|--|------------------------------------|
| 現役並み所得者 <sup>※1</sup> | Ⅲ <sup>※2</sup>  | 3割      | 252,600円+（総医療費-842,000円）×1%<br>〔140,100円〕 <sup>※7</sup>                                |                                    |
|                       | Ⅱ <sup>※3</sup>  |         | 167,400円+（総医療費-558,000円）×1%<br>〔93,000円〕 <sup>※7</sup>                                 |                                    |
|                       | Ⅰ                |         | 80,100円+（総医療費-267,000円）×1%<br>〔44,400円〕 <sup>※7</sup>                                  |                                    |
| 一般                    | Ⅱ <sup>※9</sup>  | 2割      | ①18,000円<br>②6,000円+（総医療費-30,000円）×10%<br>①か②のいずれか低い方を適用<br>（年間144,000円） <sup>※8</sup> | 57,600円<br>〔44,400円〕 <sup>※7</sup> |
|                       | Ⅰ <sup>※10</sup> | 1割      | 18,000円<br>（年間144,000円） <sup>※8</sup>  |                                    |
| 区分（低所得者）              | Ⅱ <sup>※11</sup> |         | 1割   | 8,000円                             |
|                       | Ⅰ <sup>※12</sup> | 15,000円 |  |                                    |

※1 現役並み所得者とは、住民税の課税所得（課税標準）が145万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方等。

※2 現役並み所得者Ⅲとは、現役並み所得者のうち、住民税の課税所得（課税標準）が690万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方。

※3 現役並み所得者Ⅱとは、現役並み所得者のうち、住民税の課税所得（課税標準）が380万円以上690万円未満の方、及びその方と同じ世帯の方。

※4 一般とは、「現役並み所得者」「低所得」以外の方。

※5 低所得Ⅱとは、世帯主及び世帯に属する被保険者全員が市民税非課税世帯の方。

※6 低所得Ⅰとは、世帯主及び世帯に属する被保険者全員が市民税非課税世帯の方で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円で、公的年金収入（遺族年金・障がい年金は除く）が80万円以下の方。

※7 過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用される限度額。

※8 毎年7月31日時点で所得区分が「一般」または「低所得Ⅰ・Ⅱ」の被保険者を対象に、計算期間（前年8月1日から当年7月31日までの間の1年間）のうち「一般」「低所得Ⅰ・Ⅱ」であった月の外来での自己負担額の合計が144,000円を超えた場合は、その分を申請により支給します。

※9 一般Ⅱとは、自己負担割合が2割の方。

- ※10 一般Ⅰとは、現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方。
- ※11 区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）とは、世帯の全員が市町村民税非課税で、区分Ⅰ以外の方。
- ※12 区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）とは、世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が0円となる方。

世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、本人が老齢福祉年金を受給している被保険者（区分Ⅰ老齢福祉年金受給者）。

**【75歳到達月の自己負担限度額の特例】**

月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる場合、特例として、75歳年齢到達月の自己負担限度額が、本来の額の2分の1ずつとなります。

また、被用者保険（社会保険）の被保険者が75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、その方の被扶養者だった方の国保加入月の自己負担限度額についても、本来の額の2分の1ずつとなります。

**【特定疾病（高額長期疾病）に係る高額療養費の支給の特例】**

高額な治療を長期間継続して行う必要がある疾病（厚生労働大臣指定）で人工透析が必要な慢性腎不全や血友病の方は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関の窓口に表示すれば、毎月の自己負担限度額は10,000円（70歳未満で人工透析が必要な慢性腎不全の方のうち、適用区分「ア」「イ」に該当される方は、20,000円）となります。

**【問合せ】**

**〈国民健康保険加入の方〉**

保険年金課  
(国保給付担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3520  
FAX 50-8413

**〈後期高齢者医療制度加入の方〉**

保険年金課  
(後期高齢者医療担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3575  
FAX 50-8413

## 4.入院時食事療養費・生活療養費

| 所得区分       | 一般病床               | 療養病床                 |                           |
|------------|--------------------|----------------------|---------------------------|
|            | 食費<br>(1食あたり)      | 食費<br>(一食あたり)        | 居住費<br>(1日あたり)            |
| 現役並み所得者    | 460円 <sup>※1</sup> | 460円 <sup>※1※3</sup> | 370円<br>(指定難病患者は<br>負担なし) |
| 一般         |                    |                      |                           |
| 区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) | 210円 <sup>※2</sup> | 210円                 |                           |
| 区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) | 100円               | 130円 <sup>※4</sup>   |                           |

区分Ⅱ・Ⅰに該当する方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

※1 区分Ⅱ・Ⅰに該当しない指定難病患者の方、または平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している方は、1食260円です。

※2 区分Ⅱの一般病床に該当する方で、過去12か月の入院日数が90日を超えている方は、一食あたり160円の負担になります。年齢到達や転入などにより新たに被保険者になった方は、前の医療保険加入期間も対象となります。

※3 保険医療機関の施設基準などにより420円の場合もあります。

※4 区分Ⅰに該当し、老齢福祉年金を受給している方が療養病床に入院する場合、食費は100円となり、居住費は支払いの必要がありません。

\*療養病床であっても、入院医療の必要性の高い状態が続く方や回復期リハビリテーション病棟に入院している方の食費については、一般病床と同じ額です。

\*70歳未満の方で、区分アからエの方は、現役並み所得者及び一般の方と、また区分オの方は、区分Ⅱの一般病床と同じ額です。

## 5.葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方(喪主)又は、埋葬若しくは火葬を行った方に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

※葬祭等を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

※国民健康保険にご加入の方で死亡前3か月以内に被保険者本人として社会保険に加入していた場合は、国民健康保険から葬祭費は支給されません。加入していた社会保険にお問い合わせください。

【問合せ】

保険年金課  
(国保給付担当)  
(後期高齢者医療担当)

市役所本庁舎1階

☎ 50-3520  
☎ 50-3575  
FAX 50-8413

## 6.ねたきり高齢者の医療費助成制度

3か月以上ねたきりの高齢者に、保険診療の自己負担分を助成しています。

**【対象者】** 藤沢市に住民登録等があり、医療保険に加入している65歳以上のねたきりの方で、3か月以上食事、用便、寝起き等日常生活の大半を他の人の介護によらなければならない状態にあり、今後もその状態が継続すると認められる方。

※生活保護受給者は除きます。

※身体障がい者手帳1～3級と4級の一部、療育手帳A1～B1（または知能指数50以下）、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方で、すでに医療費の助成を受けている方は申請の必要はありません。

※差額ベッド代等の医療保険の対象外のものや、入院時食事代等の標準負担額は助成できません。

※介護保険の利用者負担額は助成できません。

※ねたきりで医療証を交付された方で、状態が回復した場合は、医療証を返還していただく必要がございますので、障がい者支援課までお問合せください。

障がい者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3518  
FAX 25-7822



# 税金・年金

## 1.障がい者税控除対象者認定

年末調整や確定申告で、所得申告を行う本人または扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合、一定の所得控除を受けることができます。

【対象者】 次のいずれかに該当する方に認定書を発行します。

- ① 65歳以上の高齢者で、在宅ねたきり高齢者台帳登録者
- ② 65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護1～5の認定を受けている方

【申込み】 高齢者支援課または、地区福祉窓口(各市民センター(石川分館を含む)および村岡公民館)で申請してください。

※認定書のお渡しは、郵送となります。(発行まで2週間から1か月程度お時間をいただく場合がございます。確定申告等の提出期限を考慮してお早目に申請してください。)

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3571  
FAX 50-8412

地区福祉窓口  
各市民センター(石川分館を含む)  
村岡公民館

3ページをご覧ください

## 2.確定申告医療費控除

本人または本人と生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合(原則として年間10万円以上)、医療費控除(最高200万円)の対象となります。

### ① 介護保険サービス利用料の医療費控除

介護保険施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院等)や医療系の居宅サービス(訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護等)を利用した際の自己負担額は、医療費控除の対象となります(特別養護老人ホームは自己負担額の2分の1)。詳細は税務署または介護保険課にお問合せください。

### ② おむつに係る費用

傷病により概ね6か月以上寝たきりの方のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。確定申告では、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。なお、要介護認定を受けている方で、前年におむつ代の医療費控除を税務署に申告している場合は、「おむつ使用証明書」に代わる「主治医意見書内容確認書」を発行できる場合がありますので、介護保険課へお問合せください。

#### 【問合せ】

|       |          |     |         |
|-------|----------|-----|---------|
| 藤沢税務署 | 朝日町1-1-1 | ☎   | 22-2141 |
| 介護保険課 | 市役所本庁舎2階 | ☎   | 50-8276 |
|       |          | FAX | 50-8443 |

## 3.外国籍市民等福祉給付金

在日外国籍等の高齢者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

【対象者】 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人等で、国民年金を受けるために必要な要件を満たしていない等の理由で、公的年金を受けていない方

【支給額】 月額20,000円(9月、3月に口座振込)

【申込み】 福祉給付金支給申請書に必要書類を添えて高齢者支援課へ提出してください。

#### 【問合せ】

|        |          |     |         |
|--------|----------|-----|---------|
| 高齢者支援課 | 市役所本庁舎2階 | ☎   | 50-3571 |
|        |          | FAX | 50-8412 |

## 4.社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、所得税の確定申告や市県民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

ただし、特別徴収(年金天引き)された保険料については、その年金を受け取る方ご本人が申告する場合に限り、社会保険料控除の対象となりますのでご注意ください。

【問合せ】

|                     |                      |                          |
|---------------------|----------------------|--------------------------|
| 国民健康保険料については        | 保険年金課<br>(保険料徴収担当)   | ☎ 50-3517<br>FAX 50-8413 |
| 後期高齢者医療保険料<br>については | 保険年金課<br>(後期高齢者医療担当) | ☎ 50-3575<br>FAX 50-8413 |
| 介護保険料については          | 介護保険課<br>(資格・保険料担当)  | ☎ 50-8276<br>FAX 50-8443 |
| 藤沢税務署               | 朝日町1-1-1             | ☎ 22-2141                |



## 5.老齡基礎年金

老齡基礎年金は、国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間および合算対象期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳になったときに請求すると翌月分から受けられる年金です。

### 【受給資格期間】

次の(1)~(7)までを合計して、原則10年以上になることが必要です。

- (1) 国民年金保険料を納めた期間
- (2) 国民年金保険料の免除が承認された期間(一部免除の場合は、承認区分に応じた保険料を納めた期間)
- (3) 納付猶予や学生納付特例が承認された期間
- (4) 産前産後免除の該当期間
- (5) 昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間
- (6) 第3号被保険者であった期間
- (7) 合算対象期間(例:20歳以上60歳未満の間に国民年金に任意加入しなかった期間など)

※支給開始月は60歳から75歳の間で選択できます。年金額は早く受給する(繰上げ受給)と減額され、遅らせて受給する(繰下げ受給)と増額されます。

### 【問合せ】

|                   |          |                          |
|-------------------|----------|--------------------------|
| 保険年金課<br>(国民年金担当) | 市役所本庁舎1階 | ☎ 50-3521<br>FAX 50-8413 |
| 藤沢年金事務所           | 藤沢1018   | ☎ 50-1151                |

# その他

## 1.救急医療情報カード（通称「あんしんみまもりカード」）

必要事項（緊急連絡先・医療情報等）を記入しておくことにより、もしもの時に救急隊員による迅速な処置や親族へのスムーズな緊急連絡等を目的としたカードです。カードはごみの「収集日程カレンダー」の一部として配布しています。藤沢市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ】

|         |       |                          |
|---------|-------|--------------------------|
| 地域医療推進課 | 保健所4階 | ☎ 21-9993<br>FAX 28-2020 |
|---------|-------|--------------------------|

## 2.健康手帳の交付

健康診査の結果等を記録する手帳です。藤沢市ホームページからダウンロードできます。

【問合せ】

|        |       |                          |
|--------|-------|--------------------------|
| 健康づくり課 | 保健所1階 | ☎ 50-8430<br>FAX 50-0668 |
|--------|-------|--------------------------|

## 3.車いすの貸出

療養や通院などにより、一時的に車いすが必要な方に車いすを貸し出します（3か月以内）。貸し出しをご希望の際は、事前にご連絡をお願いします。

【対象者】 一時的に車いすが必要な市内在住の方

【費用】 無料

【申込み・問合せ】

|                                |          |                          |
|--------------------------------|----------|--------------------------|
| ・社会福祉法人<br>藤沢市社会福祉協議会<br>地域福祉課 | 市役所分庁舎1階 | ☎ 50-3670                |
| ・ふじさわボランティアセンター                | 市役所分庁舎2階 | ☎ 26-9863<br>FAX 50-3671 |

## 4.福祉資金の貸付

低所得世帯であって、緊急かつ一時的出費により生活に困窮した世帯を対象に福祉資金の貸付けを行い、その世帯を援護し生活の安定を図ることを目的とします。

|                      |          |                          |
|----------------------|----------|--------------------------|
| 社会福祉法人<br>藤沢市社会福祉協議会 | 市役所分庁舎1階 | ☎ 50-3525<br>FAX 26-6978 |
|----------------------|----------|--------------------------|

## 5.生活福祉資金の貸付(県社協の事業)

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者がいる世帯)に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進、在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

【申込み・問合せ】

社会福祉法人  
藤沢市社会福祉協議会

市役所分庁舎 1 階

☎ 50-3525  
FAX 26-6978

## 6.郵便等による不在者投票制度

障がい等、一定の要件に該当し、事前の申請により郵便等投票証明書の交付を受けた方は、選挙の際に自宅等で投票用紙に記入をし、郵便で送付する方法により投票することができます。

【対象者】

(1) 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 両下肢・体幹・移動機能の障がい           | 1 級または 2 級  |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい | 1 級もしくは 3 級 |
| 免疫・肝臓の障がい                 | 1 級から 3 級   |

(2) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

|                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| 両下肢・体幹の障がいの程度                   | 特別項症から第 2 項症 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度 | 特別項症から第 3 項症 |

(3) 介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次に該当する方

|         |       |
|---------|-------|
| 要介護状態区分 | 要介護 5 |
|---------|-------|

※上記(1)から(3)の対象者で自署することができない方については、次のいずれかに該当する場合に限り、代理記載制度を利用できます。

- ・「身体障がい者手帳」上肢または視覚の障がいの程度が 1 級
- ・「戦傷病者手帳」上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第 2 項症

【利用方法】

事前に郵便等投票証明書の交付申請が必要となります。申請書と一緒に上記の手帳等の原本を添えて、選挙管理委員会までご提出ください。

※手続きには 1 カ月程度かかる場合がありますので、お早めにお申込みください。

【問合せ】

藤沢市  
選挙管理委員会

市役所分庁舎 2 階

☎ 50-3564  
FAX 50-8425

## 7.介護者支援

### ●家族介護者教室

高齢者等を介護している家族等を対象に、介護者同士の交流や介護に必要な知識を習得する場として教室を開催しています。教室の内容、日程の詳細は市のホームページ等でご案内しています。

### ●在宅介護者の会(ほほえみの会)

在宅で介護している方を中心に、情報交換や仲間づくり、リフレッシュ等のため月に1回集まる場を設けています。

【会場】市役所本庁舎

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

### ●認知症の方を介護する家族の会(ふれあい会)

月1回、家族の交流会を開催しています。初めて参加される方は、事前にお問合わせください。

【会場】保健所等

【問合せ】

保健予防課

保健所4階

☎ 50-3593  
FAX 28-2121

## 8.認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症に関する基礎知識や認知症の方への接し方を学び、地域の中で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。

講座の開催・受講についてはお問合わせください。

認知症サポーター養成講座を受けた方を

「認知症サポーター」と呼びます。



認知症サポーターは  
藤沢市で 29,285 人  
受講しました。(2023年12月末現在)

【問合せ】

高齢者支援課

市役所本庁舎2階

☎ 50-3523  
FAX 50-8412

## 9.防災情報

### ●防災ラジオ

災害などの緊急情報をお知らせする防災ラジオを有償で頒布しています。

#### 【防災ラジオの特徴】

災害発生時に防災行政無線と連動してレディオ湘南から発信される緊急割込放送を自動受信します。

ラジオが待機状態や他局を選択中でも緊急情報を受信すると、自動的に切り替わり緊急割込放送を聞くことができます。

屋内では聞きづらい防災行政無線と比べ、風雨や建物による反響を受けず、屋内でも緊急情報を確認できます。

ラジオ機能としては、レディオ湘南以外のラジオ局も選局できます。

#### 【問合せ】

防災政策課

市役所本庁舎7階

☎ 50-8380  
FAX 50-8437

### ●藤沢市防災アプリ「ハザードン」

防災アプリ「ハザードン」は、災害情報などを把握するためのスマートフォンアプリです。

#### ☞ハザードマップの表示

津波や洪水等の浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の確認ができます。

#### ☞地域の設定

「藤沢市」を設定すると、藤沢市の気象情報、地震情報、土砂災害警戒情報がプッシュ通知で配信されます。

#### ☞自治体からのお知らせ登録

「神奈川県藤沢市防災情報」を登録すると、藤沢市からの防災情報（防災行政無線の放送内容等）をプッシュ通知で、文字と音声により受け取ることができます。

市ホームページ  
防災アプリ「ハザードン」について

藤沢市 ハザードン で検索



もしくは右の二次元コードからでもご覧いただけます。

#### 【問合せ】

防災政策課

市役所本庁舎7階

☎ 50-8380  
FAX 50-8437

## 10.ペットの相談リーフレット

ペットのお世話ができなくなる事態に備え、ペットを預かってくれる人の連絡先などを記入するリーフレットです。前もって準備する項目や、相談先が記載されています。リーフレットはホームページからダウンロードするか、保健所などで配布しています。見やすい場所に貼り付けてご使用ください。

生活衛生課ホームページ  
(動物・ペット)



【問合せ】

生活衛生課

保健所 4 階

☎ 50-3594  
FAX 28-2020



認知症になっても  
安心して暮らせるまち  
ふじさわ

## 2024 年度 高齢者のための安心べんり帳

2024 年(令和 6 年)4 月発行

藤沢市 高齢者支援課

住 所:藤沢市朝日町 1 番地の 1

電 話:0466-50-3571(直通)

F A X:0466-50-8412

# 藤沢市いきいきサポートセンター

(地域包括支援センター)

|                      |                          |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 片瀬いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 29-5066<br>FAX 29-9380 | 善行団地いきいき<br>サポートセンター | ☎ 47-7345<br>FAX 47-7360 |
| 鵜沼南いきいき<br>サポートセンター  | ☎ 33-1166<br>FAX 33-1222 | 湘南大庭いきいき<br>サポートセンター | ☎ 87-3588<br>FAX 88-7357 |
| 鵜沼東いきいき<br>サポートセンター  | ☎ 55-1511<br>FAX 55-1515 | 小糸いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 90-4507<br>FAX 90-4510 |
| 辻堂東いきいき<br>サポートセンター  | ☎ 36-3333<br>FAX 36-3323 | 六会いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 80-5877<br>FAX 84-9000 |
| 辻堂西いきいき<br>サポートセンター  | ☎ 54-9511<br>FAX 54-9513 | 石川いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 52-7417<br>FAX 52-6980 |
| 村岡いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 24-4100<br>FAX 24-4172 | 湘南台いきいき<br>サポートセンター  | ☎ 45-2300<br>FAX 45-3313 |
| 藤沢東部いきいき<br>サポートセンター | ☎ 55-5570<br>FAX 55-5571 | 遠藤いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 54-8312<br>FAX 87-3099 |
| 藤沢西部いきいき<br>サポートセンター | ☎ 22-7633<br>FAX 22-7876 | 長後いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 45-1121<br>FAX 45-1135 |
| 明治いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 35-2811<br>FAX 35-2875 | 御所見いきいき<br>サポートセンター  | ☎ 49-2020<br>FAX 49-2030 |
| 善行いきいき<br>サポートセンター   | ☎ 90-0065<br>FAX 84-0850 |                      |                          |

**ふじさわ安心ダイヤル24**

**24時間電話健康相談サービス**

詳しくは3ページをご覧ください

※発信者番号は通知設定でおかけください

☎0120-26-0070

**藤沢市コンタクトセンター**

午前8時～午後9時  
(年中無休)

☎25-1111

詳しくは4ページをご覧ください